

第 3 回 協 議 会

(平成 1 5 年 3 月 4 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第3回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年3月4日

開催場所 会見町総合福祉センター

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 山中 隆 塚田 勝美 梅原 弘誓
松本十三穂 宇田川 弘 磯田 順子 板 秀樹
秦 豊 岡田 昌孫 橋谷 守江 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子

奥山合併推進室長 おはようございます。委員の皆さん、また傍聴者の皆さん、戻り寒波で足元の悪い中、早朝よりお出かけいただきましてありがとうございます。事務局の合併推進室の奥山でございます。どうかよろしく願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会の第3回会議を開会させていただきます。

本日の委員の皆さんの出席状況であります。鳥取県市町村振興課分権推進室長の亀井委員は、公務と申しますが、県会が開会中でありまして欠席でございます。したがって、17名の委員のうち16名の方が出席であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条1項の規定により、委員の半数以上の出席で成立となっておりますので、本日の会議は成立いたしますことを御報告いたします。

日程に従いまして会長のあいさつであります。西伯町の坂本町長よりごあいさつをお願いいたします。

坂本会長 皆さん、おはようございます。戻り寒波で大変な荒れ模様となりましたけれども、きょう第3回の合併協議会を御案内いたしましたところ、お出かけをいただきましてありがとうございます。

2月の合併協議会では、対等合併であるとか、あるいは傍聴規程を決定するなど大変重要な案件を決定いただきましたけれども、午後には東郷町の方に視察に行ってくださいまして大変御苦労さまでございました。よその協議会を視察いたしまして大変参考になって、皆様方にもよかったなと思っていただけるのではないかと考えております。

私はその中で一つ印象的なことがございました。協議会の中に議会議員等の定数及び任期の検討小委員会をつくってやったところ、随分おしかりを受けて時間がかかったんだと、自分たちのことを勝手に決めるなど、こういうことだったという御報告がございまして大変印象に残りました。それだけ住民の皆さん方のこの合併に対する目というのは非常に厳しいものがあるし、関心も高いし注目も集めているというように思った次第でございます。そういうことを参考にしながら、転ばぬ先のついで、私どもの協議会におきましても民主的な進め方でさまざまな協議をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御協力をお願い申し上げたいと思います。

それから、この間、近隣の町村でございますけれども、淀江町が議会と協議が整いまして、米子市の方と合併をするということで法定協議会の参加を決定になりました。

また、きょうの新聞によりますと、昨日、日吉津村におきましては、米子市へ法定協議会に参加すると、ただし、合併する・しないということではないという、ちょっとわから

ないやり方だったわけでございますけれども、そのようなことが報じられております。日吉津村長は今ちょうど入院中でございます、そういう首長が不在のときに重要な決定は避けたいと、こういうことを助役の弁で報道になっておりましたけれども、トップが不在の中で、なし崩し的にあのようなことになったのかなというような印象を持ちました。やっぱり首長はしっかりと頑張っこの合併協議を調べていかなければいけないなということを、私、改めてけさ認識をしたような次第でございます。三鴨町長さんも私も元気で今のところやっておりますので、何分にもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、皆様方にも大変お待ちいただいていたと思いますけれども、協議会だより、きょうお手元にお配りをいたしておりますが、2月の28日に会見町では配布いただいたというように思います。西伯町におきましては3月の7日に配布をするということで、できるだけこのような広報を速やかに発行いたしまして、協議会の様子を住民の皆様方にお知らせをしていくということで、今後頑張っていくように事務局にも話しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

きょうは、先回提案事項としていろいろ申し上げておりました、極めて重要な合併の期日だとか、あるいは名称、事務所の位置など、さまざまな案件について御協議をいただくということで、時間もしっかりとっておりますので、忌憚のない御意見をいただきまして、いい成案をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願いをいたします。

奥山合併推進室長 ありがとうございます。

本日の会議は、西伯町・会見町合併協議会規約第10条2項の規定によりまして、会議の議長は会長が当たるとなっておりますので、坂本会長にて会議の進行をお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

坂本会長 それでは、私の方で進めさせていただきます。

日程に従いまして議事録署名委員の指名を行います。

松本十三穂委員、宇田川弘委員をお願いをいたしたいと思っております。

4番の協議事項に入らせていただきます。1番から8番まででございますけれども、前回の会議で提案をいたしまして、皆様それぞれきょうは御意見をお持ち寄りいただいたというように思っております。よろしくお願いをいたしますが、まず1番の合併の期日についてを御協議いただきたいというように思います。

事務局の方から説明があればお願いします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。事務局より説明をいたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号、合併の期日につきまして、新町の合併の期日は、平成16年10月1日とするものでございます。

この期日につきましての根拠であります。前回、県会の議会の定例県会でのパターンを示させていただきまして、6月県議会の場合、9月県議会の場合、12月県議会の場合というようなことで御提案をさせていただきました。この中で、6月県議会を通過した場合は10月1日の新町発足が想定できるわけでありまして、9月県会の場合は新年の1月1日、それから12月県会の場合になりますと年度末の3月の実施となるというようなことでございます。

この10月1日に提案させていただきました理由といたしましては、一つは、法期限の平成17年3月末までの早い時期に新しい町を発足したいということございまして、2町でもございまして、最小の単位でありますので、そのようなことにしたい、早くしたいということでございます。平成15年度中におきましては、まちづくり計画の策定並びに24項目の調整方針も調整が可能と見込まれるわけございまして、したがって、平成15年度は事務作業の年、平成16年度は法手続の年というようなことで前提に考えさせていただきたいというふうに思うわけでありまして、法手続に関しましては約六月以上というようなことでありますので、そのような手順に従いまして進めさせていただければ、10月1日の新町発足が可能であろうかというふうに思うところでございます。また、16年度後半になりますと年度末と重なるというようなこともありまして、なるべく煩雑を避けたいというようなことであります。

そして、はぐっていただきまして2ページをごらんいただきますと、合併の期日ということで、県内におきます協議会の状況を上げております。その中で3つの協議会が10月1日というようなこともあるわけでありまして、そのようなことも一つの理由になろうかというふうに思います。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から、平成16年の10月1日を合併の期日としたいという提案をいただきました。これは前回の提案、2月のときの説明で聞く聞いておるわけでございますけれども、10月なら事務局も事務処理が可能であるという見解でございます。皆様方の御意見を求めたいというふうに思うわけです。御質疑や御意見はございませんでしょう

か。

どうぞ、森岡委員。

森岡委員 事務局、ちょっと確認なんですけども、ここで10月1日と決めたら、もうそれを変えることはできないというものなのかどうかということ、まず最初にちょっと。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 事務局よりお答えいたします。

絶対にということはないとは思いますが、10月1日という目標で進めさせていただきたいというふうに思っております。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 といいますのは、今も、前回は示してもらったんですけども、小さい東伯、赤碓の合併は9月ですよね。それで向こうの動きを聞いてみると、割合うちの方が先に進んでるんじゃないかなという感じ持ってるんですよ、その協議の中身が。それで、本当に10月、きょうもまたスケジュール見せてもらったんですけども、3月上旬に確定をすると、すべてのところにまるがついていきますよね。ということは、2月のうちに全部でき上がって、3月は御承知のように両町とも定例議会がございます。そうすると、やっぱり3月の協議会、一番最後というのは、本当に3月の差し入りだろうと。事実上2月の末にはもうでき上がっておらにゃいかん、こういうスケジュールですよ。これは事務局としては2月中にはきれいに完了ができるという自信はお持ちでしょうから。だとすれば、6月県会にかけても、話の進め方ではもっと早い時期が可能じゃないかと。いわゆる県の協議だとか、あるいは総務省への県からの進達の関係、そういったものを早目早目にやっておけば、会見町の議会さんも、その期間を1カ月か2カ月かで成功させておられる事例を研究して帰っておられるはずですよ。だとすれば、そこまで進んどるんなら、もうちょっと早い時期というものが可能じゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか、事務局の見解は。

奥山合併推進室長 事務局よりお答えいたします。

まず第1点の3月議会で両町の議会で合併の議決がなされるではないかということですが、その前に合併協定書の調印というような両町の町長の作業もございまして、そのあたりでは、3月議会というのはちょっと無理があるではないかというふうに思っております。

それから、今度は終わりの方で、終わりといいますか、新町発足の時期であります、

6月に県議会で議決をしていただきますと、総務省への届け出というのがありまして、それが40日間というようなこともあります。また、そのほかに住民の皆さんへの周知期間というようなことも考えられるわけでありまして、若干の時間をいただければというふうに考えておるわけでありまして、新町の発足は10月1日というようなことが適当ではなかろうかというふうに判断をしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、議案第1号の新町の合併の期日は、平成16年10月1日とするということで決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいただきました。

次、議案第2号、新町の名称についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。事務局より御説明いたします。

議案第2号、新町の名称につきまして、新町の名称については、次のとおり公募により決定をするものでございます。

まず1点の名称のつけ方ということでございますが、名称のイメージといたしまして、地域の特性や歴史・文化にちなんだもの、住民の理想や願いにちなんだもの、将来のイメージをあらわすもの、全国にアピールをできるものなどというようなことで、自由な中で提案をしていただくということでございます。したがって、現在町名の西伯町とか会見町の使用も可能であるということでありまして、特に制限は設けないことといたしております。使用する文字であります、漢字、平仮名または片仮名、これらの混用を含むものといたしまして、アルファベット及びアラビア数字は使えないということでございます。呼び方ではありますが、文字の表記とともに、呼び方をあわせて提案をしていただくということでございまして、何々町というところまでお願いをしたいと思います。

募集期間でございますが、前回の提案では3月10日から4月末ということで提案をさせていただきましたが、さらなる機運の盛り上がりを期待いたしまして、先送り、1カ月延長いたしまして4月1日から5月30日までの間、2カ月間ということにさせていただきました。

応募資格につきましては、西伯町及び会見町内の住民の方、また、それぞれの町内に事務所または事業所のある方、また、勤務されておる方または出身者ということでございまして、両町に関係した方の応募としたいということでありまして、責任ある方に応募を期待をするということでございます。

応募方法であります、応募点数は1人1点ということでありまして、郵便、ファクス、電子メール等によりまして、合併協議会の事務局に提出をしていただきたいと思いますと思っております。

採用いたしました名称の提案者への報償ということにつきましては、記念品というような形、さらには、多い場合は抽せんにより代表者に贈呈ということでございます。

お知らせの方法といたしましては、両町の広報紙、ホームページ、また協議会だよりに掲載をさせていただきたいと思っております、また、防災行政無線等によりましても放送をさせていただきたいと思っております。また、報道機関に対しまして情報提供をすることもいたしたいということでございます。

決定の方法であります、応募締め切り直後に開催いたします協議会におきまして、応募の状況等をお知らせいたしまして決定をさせていただきたいということでございます。

8番目の名称の決定の時期ということで、これは、前回の提案の際に時期を明らかにせよというような御意見もありまして、時期並びにスケジュールを次のページに掲載させていただきました。目標といたしましては、平成15年12月開催の協議会までに決定をさせていただきたいというふうに思っております。

4ページをごらんいただきたいと思います。新町の名称決定のスケジュールでございますが、4段階で名称を決めさせていただきたいということでございます。年内をめどに決定をさせていただきたいということでございます。4月1日から名称の公募を開始いたしまして、5月末で締め切りまして、6月の協議会におきまして第1次候補の選定をいたしたいというふうに思っております。40程度ということでございまして、これをさらに絞り込みまして、8月下旬には20程度、10月上旬には5つ程度ということで、それを両町民の皆さんにアンケートによりまして集約をさせていただきたいということでございまして、年内の協議会におきまして新町の名前を決定をさせていただきたいということでございます。この第1次、第2次、最終の候補の決定につきましては、応募の内容により、また若干の変更もあろうかと思うわけでありまして、よろしく願いたいと思っております。

以上、御審議をよろしく願います。

坂本会長 ありがとうございます。

新町の名称についての公募のやり方について事務局の方から今るる説明をいたしました。また、皆さんのお手元には名前募集のチラシも入れてございます。こういうことで進めてよろしいかどうかということですが、御質疑や御意見を賜りたいと思います。

佐伯委員。

佐伯委員 この募集の要項につきましては、これで私はよろしいのではないかと考えておりますが、スケジュールの関係について、第1回で、6回目の協議会ですね、第1次の候補選定ということで40程度に絞るとのことですが、40程度に絞るといふ、この方法についてはどういう形でやられるのでしょうか。全部ぱっと開いてしまっただけなのかどうかという意味ですが。

坂本会長 事務局、お考えを。

奥山合併推進室長 まず、幹事会というのを毎週月曜日に助役、総務課長、企画担当課長レベルで事務局の会議を開催いたしておりますので、その中で協議いたしまして、一つの案を提案をさせていただきたいと思っております。ただ、その募集の状況が、たくさんあればありがたいわけなんですけれども、多くを期待をしたいというところではあります。そのあたりにつきましては、ちょっと応募の状況によりまして検討をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

坂本会長 佐伯委員、いいですか。

佐伯委員 若干ですけれども、それに付随してなんです、40程度というのは、確かにかなりの数字が出た中で、いわゆる重複するような名前がたくさんあると思います。それが応募の中で1,000仮に来たとしたら、一緒な名前が100なり200なり出てくると思いますが、それを1つずつやっていけば40程度になるんじゃないかという方法だと思いますので、そのあたり、せっかく出された意見ですので、厳正な選定方法をお願いしたいというふうに考えております。

坂本会長 御意見ですな。

佐伯委員 はい。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 3番の応募資格ですけども、両町民の住民ということになってはいますが、事業所の勤務者というのもあります。これは両町以外の従業員の方も対象ということですか。事業所に働く人、町民外の人、勤務者。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 例えば米子の方から会見町の事業所に勤めておられる方も対象ということですか。

梅原委員 対象ということですか。町内の勤務者全部ということですか。

奥山合併推進室長 はい、そういうことでございます。

梅原委員 もう1点。

坂本会長 どうぞ。

梅原委員 名称を5つに絞って最終的なアンケートというのがありましたが、これは全町民を対象にアンケートということですか。

奥山合併推進室長 はい、そのように考えております。例えば5つありましたら、こういう絞り込んだ数字が5つありますけども、その中でどれがよろしいですかというようなアンケートを考えておるところでございます。

梅原委員 それで、期間が1カ月ということですが、これは可能でしょうかね。かなり時間がかかるんじゃないかと想定されますが。

坂本会長 1カ月ぐらいの日程になっていきますけど、大丈夫だかということですか。

奥山合併推進室長 10月の下旬に第10回の協議会を行いまして、5つ程度ということで絞らせていただきますので、10月、11月という2カ月間で可能ではなからうかというふうに思っております。

坂本会長 会長からですけどね、湯梨浜に行ったときに、旧町名は使わんだという前提でやったということを言われました。その件についてはどうですか。

奥山合併推進室長 これまでに、東郷湖周におきましては、東郷町では旧名を使いたいというようなことで、以前の昭和の大合併のときにちょっと騒ぎがあったというようなことでありますけども、今回、両町におきましてはそのようなことは考えられないではなからうかというふうに思っておりますので、比較的平和の中で名前が決定されるではなからうかというふうに思っておりますので。

坂本会長 いや、ちょっとした運動でも起きて、そういう向きで取り組んでいけば、西伯町の方が人数が多いですけえ、西伯町になるということもありますよ。ですから、最初から規制をかけて新しい名称にするのか、そういうことは一切抜きで、フリーで自由に応募するのか、そこは決めといた方がいいじゃないかなと思うんですけど。

松本委員 東郷町は過去の特殊事情があったためにああいう形とったわけですが、しか

し、安来にしてもその他の合併協議会においても、東郷町みたいな特殊なああいう枠をつけてないというぐあいに私は感じておりますので、これはフリーでやった方がええと私は思っております。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 例えば5つなら5つに絞った、今、先ほどの町長のように、アンケートで決めるということになりゃ、いわば数を集めてきてアンケートというのをすればそこに決まるという可能性がありますし、それからもう一つ、会見町に勤務というのは、外国人も含むのかどうかということも。外国人が西伯にも会見町にもおられると思うですわ。だけど、勤務しておるということになれば、懸賞ねらいで、可能性は高いということもあって、その点もきちっと事務局の方でしておいてもらわんと。ですけん、アンケートで決めるということと、外国人をどういうふうにさせていただくかということ。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 外国人の方も提案をしていただければ検討の余地はあろうかというふうに思います。

また、アンケートということではありますが、東郷湖周の視察の際にお聞きした内容でありますけども、アンケートの後、協議会の方で委員さんの投票というようなことで決定もされたというようなこともありますので、そのようなことも考えながら進めていきたいというふうに思っております。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 考えながらだなしに、そういうことはきちっと明確にして、最終的にはそのアンケートならアンケートと、最終決定権はどこに置きますよということを明確にやったりすべきじゃないですか。

奥山合併推進室長 お答えいたします。

最終的には協議会の判断であろうかというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今の事項なんですけどね、私は、非常に狭い考えかもしれないけども、自分たちの町の名前を決めるアンケートをするのであれば、住民に限っていいと思うんです。ただし、ふるさとから出かけておられる両町の出身者については、全国だろうが外国だろうが、ふるさとの名前を決めることに参画をいただいてもいい。やっぱり自分たちで決め

るという意味からすればね。事業所にお勤めいただく人はよその人なんです。町内、住民で決めるという一つの考え方、これは考え方ですね。

そうして、今、宇田川委員がおっしゃったように、決める表示については、この項目の中で、時期については12月ということで、決定の方法ですね。応募の状況等を勘案してではなくって、参考にしながら協議会で決まると、こうはっきり明示をして、最終的にはどこで決めるんだよと。その間にアンケートをもらったりなんかして、動向を我々も参考にさせてもらうという形ではっきりしていいんじゃないかなという気がするんですけどな。これは……。

坂本会長 御意見ですね。

塚田委員。

塚田委員 アンケートをとりながら、最終決定は協議会ですということなわけですけど、そうすると、例えばアンケートで多数であったやつが落ちてしまうということがあり得るわけですよ。そうすると、例えばアンケート結果というのは多分公表せないかんといいことになりますんで、そのあたりの整合性というのはどういうふうになるんですかね。

坂本会長 アンケート結果と協議会のあれが違ったとき、そういう整合性をとっとかんでもええかということ。最終的に協議会で決定するというのなら、アンケート結果と違う場合も出えへんかという、今、質問。

奥山合併推進室長 そういうことも想定はされるではないかとは思っていますが、協議会で決定をしていただくということを、最終的には協議会が判断をするということで御理解をいただきたいと思います。

坂本会長 これは私がまとめさせていただきたいと思いますが、アンケートの結果を得るまでに、成案を得るまでには、いろんな過程を経てここに至るわけでありますから、基本的にアンケート結果が尊重された協議会の決定をいただけるものだというように私は思いますので、ここはあんまりつめなくてもいいのではないかと。その辺で我々の良識といいましょうか、協議会の良識で判断をしていくと。これは当然アンケート結果が尊重されるべきものだというように思うわけですので、そこはひとつおさめさせていただきたいと思います。

塚田委員。

塚田委員 済みません。ちょっと関連してですけど、先ほどちょっと両議長がちらっと言われたように、5つに絞る段階でアンケートをとるわけですか。最終5つになって協議

会での選定やり方……。

奥山合併推進室長 5つに絞りまして、それを協議会の方で候補を選定していただくわけですが……。

塚田委員 一つ前の20出た段階で5つに絞るアンケートですか。

奥山合併推進室長 も必要だということでしょうか。

塚田委員 そういうやり方の方が……。

奥山合併推進室長 そのあたりにつきましては、協議会の方で、これはだめだという御意見でございましたら、事務局の方で訂正をさせていただきたいというふうに考えております。

坂本会長 ということは、その状況に応じてやり方も変えてもいいという考え方で、柔軟に対応するということで。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 さっきの募集資格の問題ですが、応募資格ですか、先ほど宇田川委員さんからも出ましたように、考えてみれば外国籍の人も相当数入っておられますから、やっぱりここは森岡委員さんのおっしゃったように線を引いて、両町内の在住者並びに出身者という範囲の中での募集が妥当ではないかと思えます。

それから、もう一つございましたね、旧町名を使ってどうこうという問題ですが、そこまでわしは考えておりませんでしたけれども、対等合併であるということであれば、恐らく旧町名がそんなに多くは出んとは思いますが、可能性もあるということを考えれば、やっぱり最初から旧町名を使わないということをやった方がはっきりしているんじゃないかなという感じもせんでもないわけです。これ対等合併でない場合にはそんなことまで考えんでもいいわけですけど、対等合併ということを中心に打ち出してある以上、若干はそういう配慮もあった方がいいんじゃないかなという感じはしております。

坂本会長 今いろいろ問題が出たわけですが、大きくまとめますと、既定の名称を加えるべきかどうかということ、それからもう1点は町民に限るべきではないかということ、この2点に収斂されるのではないかというように思うわけです。

整理をいたしまして、まず1番目、既定の名称を加えるべきかどうか、外すべきではないかということについてディスカッションをしていただきたいと思います。

塚田委員。

塚田委員 確かに湯梨浜町は特殊事情だったというふうに思いますし、我々西伯町も、

かつては会見郡法勝寺村であったりしたという歴史もあるわけですし、そういう歴史はやっぱり残したいなという思いも持っています。こだわる必要はないなというふうに思います。旧町を外すということにこだわらなくても。

坂本会長 こだわらない。

今、岡田委員さんは、対等合併であるなら最初から外しておいた方がいいのではないかと、塚田委員さんは、会見郡という名称もあったし、そういうことにこだわらなくてもええだないかという、真っ二つの御意見なんですけれども、ほかの委員さん方の御意見もお願いしたいと思います。

松本委員。

松本委員 また私も、先ほど言いましたように、町名についてはフリーな立場で、どういう名称であろうが、旧の名称を使おうが、そういう枠をかける必要ないというぐあいに思っております。

坂本会長 ほかにございませんか。

三嶋副会長 ただ、ここで一つ確認しとかんといけんのは、本庁舎も町名も同じ名前になって住民の皆さんが納得されるかということだけは、皆さん、ちょっと認識しといていただきたい。

松本委員 そのとおりですわね。

坂本会長 ほかにございませんか。

磯田委員。

磯田委員 私も、西伯町、会見町という名称以外のもの、両町にふさわしい名前がある方がいいじゃないかって、西伯町、会見町という名前は外した方がいいのではないかなって、将来的にも思っております。

というのは、やはりもめる、もめるといった言い方はおかしいと思いますけども、そういう対象にもなりかねない。偏ってしまう、名称が、西伯とか会見とかになってしまうと。そういうものを使いたくないといいますが、・・・・・・・・。

坂本会長 板委員。

板委員 最初のころに議長さんが言われたように、アンケートをする場合に、やっぱり一つの方向にそれぞれの町民が流れてしまったみたいな発言があったように思うんですけど、私もそう思うんですね。自分の住んだところというのはどうしてもやっぱり愛着がありますし、そういった意味からすれば、やっぱり会見、西伯という名称をのけた方がいい

んかなというような気がします。

坂本会長 なるほどね。

山中委員。

山中委員 今の、2町1村ですが、東郷湖の周辺、あそこもそれなりに特色のあるものを組み合わせてつくった名前になっておる。全然、イメージ的には新しいような感じだけれども、中身はやっぱり2町1村のものを組み合わせたような感じになっていますんで、ちょっと難しいかなと思うような感じはしちようですけどな、やめてしまうということは、頭に西伯、会見を入れんだということは、難しいと思うです。

坂本会長 難しい。

山中委員 ええ。何かやっぱり特色のあるものを入れて2つ組み合わせるようなものがあれば。

坂本会長 最初から入れておかん方がいいと。

山中委員 いや、入れて……。

坂本会長 入れてもいいということですか。

山中委員 ずばりだなくして、字を組み合わせるといことがね。

坂本会長 いや、それはね、この募集の段階で皆さんが考えられることであって、西伯町、会見町というものを最初から除外しておくのか、あるいはそれもいいですよと……。

山中委員 そのものずばりですか。

坂本会長 ええ、そのものずばりの話ですよ、今は。それを入れておくがいいか悪いかということをお話しいただきたいと思うんです。

宇田川委員 ちょっと1回パスはできんかね。いや、そんなに名称ほどが急いでということではなくして、やっぱりそれぐらいな、1カ月が仮に過ぎたけんいったって、それは、その名称でどうこうということはない。1回パスはできませんか。

坂本会長 いや、できんことはあらしません。ですからね……。

宇田川委員 それは関心もあるし、重要な問題だけん、その入れる入れんというのは、1カ月ぐらい余裕があってもいいじゃないかなと私は思うけども。

坂本会長 この問題については前回提案していますから、まあ1カ月近く委員さんの頭の中でいろいろ考えておられたし、それから、湯梨浜、東郷の方にも視察にも行って、こういう問題があるということも認識いただいたわけですから、延ばすことについては私は柔軟に対応すればいいと思いますけれども、少なくとも委員さんの意見を、率直な御意見

をここでは伺いたいと思います。そういう状況を見て、今採決せん方がいいと思えば私は延ばしたいと思います。御意見を言ってください。

橋谷委員。

橋谷委員 私も先に延ばして決まるというものじゃないと思いますので、期間がありましたから、2月からきょう今日まで。やっぱりきょうきちんとした線を出したいと思います。

それで、今、西伯の塚田さんの方から会見の会見郡のことを言っていただきまして、ちょっと私、会見町民としましてうれしかったんですけども、やっぱりここで新しい名前をきちんとつけて、みんなが同じ気持ちで、同じスタートラインで立ちたいと思いますので、やっぱり外して、新しい名前というふうにした方が私はいいと思いますけど。

坂本会長 秦委員。

秦委員 この問題は、やっぱり人間の昔からの愛着心、旧名を使いたいというのが人情だと思いますけど、会見町側から言われますと、岡田さんの意見もありましたが、対等合併ということになれば外した方がいいと思います。塚田さんの意見を聞きますと、歴史的背景で昔からのなじんだ名前を残したいということになれば入れてもいいよと、今意見が2つに分かれていますけど、私はオープンでも結構だと思います。あとは、5つ選択されるわけですから、住民の良識に基づいて5つの中から一番多い数からずっと順位が決まるとは思いますけど、そういう愛着心から、その名前についての政治的な運動が起きたときには困るわけですけど、あくまでも住民の良識でやって1番を得れば、これを協議会は意見を尊重して、政治的背景があったときにはまた協議会の方で検討されたいと思いますけど。オープンでやっても、最終的には住民の良識に基づいたアンケートの意向を尊重するのが一番ベターだないかと思っておるわけです。

坂本会長 オープンでね。

秦委員 はい。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 済みません。ちょっと私も、先ほど申し上げた意見を翻すようでございますけれども、いろいろ考えてみますと、確かに途中で絞り込みの段階が幾つかあるようでございます。その中に、我々委員も2回ですか、加わるように、加わるというか、委員の責任において絞り込みをやるような場面があるようでございます。そのときに十分論議をするということで、募集の形態というのはオープンで差し支えないじゃないかという考え方

に変わりましたので、修正をさせていただきます。済みません。

坂本会長 はいはい。いや、結構です。

森岡委員。

森岡委員 いろいろ今意見を伺っているわけですけど、私はフリーでいいだろうと、基本的には思っております。そういった制約をかけずに、住民の方々がどう考えておられるかということを知る方法があるわけですから、そういったものの中で、今、岡田委員がおっしゃったように、協議会の中で絞り込みの状況を見せていただきながら、協議会の良識ある判断をすればいいんじゃないかというふうに思います。あんまり制約をかけますと、本当にこっちが意図してるような発想が出てこらんようになってしまわへんかなという心配もありますし、例えば今、会見郡の話が塚田委員からありましたけども、これを平仮名にするという場合は可能なかどうかという、そこまで今度は考えないけんようになるわけですわな。「さいはく」といっても、漢字の2文字の会見、西伯の2文字は使えんというふうに言うのか、あるいはそれを絞り込むとすれば「あいみ」「さいはく」という音まで制限をするのか、そういったところまで議論をしておかないと、旧町の名前を使わないという制約をするんだったらそこまでやっておかないかん。そうじゃなくて、私はフリーでいいんじゃないかというふうに思いますが。

ただ、もう一つこの中にぜひ事務局で検討いただきたいんですが、字数の制限をやっぱり加えとくべきだろう。というのは、「寿限無」じゃないんですけども、そういうものが応募されるとは思いませんけれども、非常にもう6文字も7文字もあるような町名になる可能性だってあるわけですから、場合によっては。字数は何字以内ぐらいなことはあったがいいのかあという感じがします。良識的には2文字、3文字というところが大半、せいぜい4文字ぐらいでしょうけども。いいですかあ。何かそんな感じがこの議論聞いてするもんで。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 先ほど延ばしてということを行いましたけど、オープンであれば私はきょう決定して結構だと思います。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 名称は公募するわけですから、その出た名称を協議会で十分審議して決定するわけですから、いかなる名前が出ても公募の中から選ぶということだったらええだないですか。どんな名前が出て、それはもちろん協議会で選考するわけですから、協議会で会

見町、西伯町は使わんということになればそれでよろしいし。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 基本的に私もオープンの方がいいじゃないかと思います。それで、森岡委員さんの方から、あるいは塚田委員さんの方からも、特にいろんな面でアンケートに至ったときに8,000人と4,000人の違いが出るんじゃないかというようなことも危惧されていたわけ、確かにその面はありますけども、西伯町、会見町といういわゆる名前というのは非常に重きをなしてきたわけですから、そういう面で、私もそれぞれどうい名前がいいかなとか何とか、一般の方々に問うてみたら、西伯町という名前も、西伯郡西伯町というのもええ名前だけんなあとかね、いろいろ意見がございましたのでね、やはりオープンにした方が、それは先ほど森岡委員さんの方からおっしゃられたように、平仮名にするのかあるいは漢字にするのかはいろいろあると思いますけれども、一応は出た段階を、どのくらいの思いがあるのか見ておくということも必要じゃないかなというふうに思っておるところですが。

坂本会長 山中委員、いかがですか。

山中委員 オープンがいいでないでしょうかね。

坂本会長 オープンでよろしゅうございますか。

山中委員 その中から情報が、だったら希望としては、その両方の名前を組み合わせたいようなのが町民サイドから思えばいいだろうというふうに思いますんで、その辺も酌んで審査したがええでないでしょうか。

坂本会長 副会長、どうですか。

三鴨副会長 一番気になったのは、初めに言ったように、本庁とそれから名前が一緒になったときに、感情的に、せっかくだいい姿でスタート切っておるのに、ここでかなり感情的な分が残るではないかと、ここをちょっと私は心配したわけでありまして、そこら辺を、出た中で皆さんが選考していくということであれば、私はオープンでも構わんと思うんです。

坂本会長 ただいまいろいろディスカッションしていただきまして、住民の皆さんを信じてオープンで公募をいたしまして、そしてその傾向、意向というものをこの協議会が十分把握、認識して最終的な決定をするわけでございますので、オープンでいいのではないかという声が多数でございますが、どうでございますか、こういうことで、御心配をなさった委員さんも二、三名ございましたが、そういうことにさせていただいてよろしゅう

うございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 よろしゅうございますか。それでは、一応第1項目めの既定の名称を加えるかどうかということについては、特にこだわらずにアンケート調査をさせていただくということで進めたいと思います。

2点目でございますけれども、町民に限るべきではないかという御意見をいただきました。このことについて、特にこれは外国人を除くべきであるとか、あるいは町内企業にお勤めの町外の方を加えるかどうかというようなことも含めて、このことに絞ってひとつディスカッションをいただきたいと思います。町民に限るべきではないかという御意見に対してどうかということでございます。どなたからでも結構でございます。

松本委員。

松本委員 私は、外国人につきましては、これはやめた方がええというぐあいに思っておりますし、それから、両町の所在の企業に勤めとる町外者につきましては、やはりここに勤務しとる以上、勤務しとる町に愛着があるはずでございますので、これは参加させるべきじゃないかというぐあいに思っています。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 お言葉ですが、この時期に縁あって両町に、外国人であろうが何であろうが住まいをしているということであれば、私はやっぱり参加していただくということはやぶさかではないという気がいたしております。特に外国人といったら中国の方が非常に多いと思うんですが、何か斬新な部分も出てくるような気もしますんで、制限を加えるとも、原案のとおりで僕はええじゃないかなと思います。

松本委員 ちょっと一つ落としております。外国人で両町に居住、家を構えて永住されておられる方は、これは結構だろうと思うんですけど、中国から縫製工場に派遣されたり、いろいろの企業に派遣されたり、腰かけで来とられる外国人については排除すべきじゃないかというぐあいに思っております。

坂本会長 どんなもんでございましょうかな。外国人といえども、税金を払って社会の構成員としてやっていただいております、全国的な大きな方向としては、参政権でも認めようではないかというような方向も出ているわけではありますが、そういうことも御承知の上だと思っておりますけれども、皆さん方のもうちょっと御意見をいただきたいと思っております。

山中委員。

山中委員 西伯町及び会見町の出身者ということになっていますが、この連絡、応募方法はどうかを考えておられますか。

坂本会長 これは事務局から答弁してください。

奥山合併推進室長 積極的には考えておりませんが、一つの方法としては、新聞とかホームページとか、そういうものがありますので、そういうところから通じて応募していただくというふうに考えております。

坂本会長 要は来たものを拒まんというわけですな。

奥山合併推進室長 はい。

坂本会長 そういうことです。

山中委員 はい、わかりました。

坂本会長 どうですかな。

橋谷委員。

橋谷委員 私は、今の町内の外国人の問題ですけども、やっぱりオープンにしているからには参加していただくべきだというふうに思います。

坂本会長 ということは、町民に限るべきではないということですね。オープンで、広く。

橋谷委員 町に関係のある方には参加していただくという。

坂本会長 幅広く応募していただいてもいいのではないかとということですね。

橋谷委員 はい。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 問題提起したような形で、いろいろ時間とっていただいたようですけども、私はこの応募資格の表示を、例えば西伯町、会見町の住民とやってるからこんな話になるんで、住居を構えておる個人とやっておけば、外国人であろうが、住居を構えておる方はその対象になるわけだし、住民ってやっちゃうから、住民とは何ぞやというので、外国人も含むのか、住民という、実際には住民という範囲は外国人の方も含んで事務局は考えておられたのかなという気がするんですけども、そこら辺、十分クリアできるんじゃないかなという気はしますけどもね。私は、極端にこの住居を構えておる個人の方に限っていいんじゃないかと、出身者でいいんじゃないかという提起しましたけども、先ほども、ここに勤めておられる方、その期間にいきなり来た方もあるでしょうし、勤めでいつも転勤する人なんかもあるでしょうから、実際にはその部分というのは非常に少ないのかなという

ふうには感じますけどもね。対象者はそういった面からは広くてもいいのかなと。あんまり外国人はだめだとかどうかという表示をしておかなくても、それは可能じゃないかなと、広くしていいというような感じがして、今、話を伺っていると。

坂本会長 森岡委員はオープンでいいのではないかとのことですな。

森岡委員 はい。

坂本会長 どうも皆さん御意見もあんまりないようですが、オープンでいいのではないかとどうも雰囲気があるようでございますが、特に制限をして排除をしなくても、多数の皆さんにアンケートに御参加をいただくということでいかがでございましょうか。

森岡委員 いいと思います。1人1点という制限が書いてありますからね。

宇田川委員 ちょっとそこ、アンケートで……。

坂本会長 アンケートですよ。

宇田川委員 その辺はっきり、応募でしょう。

坂本会長 アンケートの応募資格ですよ、今言っとるのは。

宇田川委員 いや、ぐるぐる回らずにもっときちっと整理して。アンケートだなしに、応募をできる人はだれかということ。

坂本会長 ああ、ごめんなさい、応募です。ごめんなさい。

宇田川委員 ぐるぐるぐるぐる回らずに。

坂本会長 言い方がちょっと悪うございましたが、失礼しました、応募者の限定をしない、オープンでやっていくということでございます。

どうぞ。

佐伯委員 これ第2号の文面ですね、新町の名称についてのところなんです、それぞれここに応募資格ということで、今回出ておりますこれとの若干の違いがありますがね、若干ですけれども。全部が包含されているのは間違いないですけども、全体的には、私はフリーの形でとってもいいじゃないかなというふうに思っておるところです。

あとは、この出身者とか、あるいは勤務されてる方、事業所のある方。事業所のある方というのはどういうことになってくるかなということですが、勤務されている方というのは、米子市からここに勤務されている方、事業所というのは、事業をしているところの人みんなということになると勤務されていることになってくるし、そういうようなことと、それからもう1点はこの応募用紙ですが、これファクス、Eメール、郵便ということになっていきますが、この応募用紙等については、これに限らない、こういうような状況だったらこ

れに限らないということも含むわけですか。これ、郵便とかなんとかだったら、この用紙だけに絞られるんでしょうかなということなんです。

坂本会長 事務局からお答えいただきたいと思います。

奥山合併推進室長 事務局からお答えします。

この追加資料の内容でございますが、応募資格につきましては、字句の表現等につきましては、わかりやすい表現に変えさせていただきたいと思います。

それから、この応募用紙でありますけども、こういうような書式で応募していただきたいというふうに思っております、こちらの公募をした意図が伝わるような方法で応募していただきたいというふうに思っております。

坂本会長 こだわらないということですか、特に。

奥山合併推進室長 ええ、この様式にはこだわりませんので、この内容が十分に表現していただければありがたいというふうに思います。

坂本会長 ちょっとわからないところがありますけど、応募資格のところは事業所などのある方というのを聞いておられるわけですか、佐伯さんは。

奥山合併推進室長 それにつきましては、事業所、学校とかですね、そういう分も含まれます。

坂本会長 だけど、勤務されている方ですから、学校の先生はいいでしょう。事業所などというのは何ですか、ある方というのとは。

奥山合併推進室長 個人で営業されておられる方とか、そういう方も含みたいというふうに思っております。そういう実態があるかどうかはちょっと……。

坂本会長 会社を経営しておられるという事業主のことですか。事業主及び勤務されている従業員という意味ですか。

奥山合併推進室長 はい、そうでございます。

佐伯委員 それと、先ほど言われましたが、これ配布されますのは、例えば西伯町、会見町の住民の方に、これを何らかの方法で町民とかなんとかで配布されるわけですか。

奥山合併推進室長 はい。多少これはまだ表現、様式と申しますか、このあれがかたいもんですから、多少もうちょっとアレンジいたしまして、させていただきたいと思っております。ですから、区長文書とか広報とか、そういうもので募集をさせていただきたいと思っております。

佐伯委員 ということは、出身者というのとは、これは応募というか、住民の方からこの

用紙をもらって、あるいは電子メールか何かでということで、私は西伯町の出身者ですが、こうこうこうでEメールとかファクスで。ファクスということになると、この用紙がありませんわな。

坂本会長 ですから、こだわらないってさっき言いましたが、様式には。内容が完備されておればいいということです。

佐伯委員 はい、わかりました。

森岡委員 結局そのことは、この応募用紙の要件を備えておれば用紙にはこだわらないということに解釈してよろしいでしょ。それから、県外の方なんかは、開いてあるホームページを見て応募してもらおうだろうと。新聞広告っておっしゃったけれども、新聞広告、全国版で広告しないと、すべての新聞社に、みんなにつながらんという、極端に言やですよ。結局ホームページを見て、ホームページを開設することで、見て、うちの町だなといって参加をしてくれる方もあるだろうということに理解してよろしいですね。

坂本会長 山中委員。

山中委員 これは全国から応募があると思うんで、あればですよ、この出身者であるかないかというこまい話ですけども、確認はどうされますか。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 そのあたりにつきましては、なかなか調査が不可能だと思うわけにありますけれども、今後の状況はまた委員の皆さんにお知らせをさせていただきまして御判断をいただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

坂本会長 大体出尽くしたのではないかと思います。応募の資格についていろいろ長時間議論いただきましたが、まとめさせていただきたいと思いますが、既定の西伯町、会見町という名称は加えるかどうかということでございますけれども、そういう制限は設けないということに決定いたしました。また、町民に限るべきではないかと、こういうことで議論しましたけれども、これもオープンでいこうという趨勢でございますので、そういうことを御確認をいただいて、この新町の名称募集については、このように決定をしたいと思えます。

詳細な、小さい点の変更などについては、事務局が控えておると思えますので、あとはお任せいただきまして、この募集の形態で進めたいというように思いますから、よろしく願います。

ただいま10時10分でございますから、10分間程度ここで休憩を挟ませていただい

て、10時20分から再開したいと思いますから、よろしくお願いします。

〔10時10分休会〕

〔休 憩〕

〔10時20分再開〕

坂本会長 それでは、協議会を再開いたしたいと思います。よろしくお願いします。

議案第3号、新町の事務所の位置についてを議題といたしたいと思います。

事務局の方から説明をお願いいたします。

奥山合併推進室長 事務局より御説明いたします。

議案第3号、新町の事務所の位置につきまして、次のとおり決定するものでございます。

1、新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定するものとする。提案では1年前というようなことを、前はそういうことで上げましたが、今回は7月までに決定することとするものでございます。

2番、位置の決定に当たっては、(新庁舎を建設する・現有庁舎を活用する。)こととするということで、両論でございまして、いずれかを御決定いただきたいというふうに思います。

事務所の位置の決定に当たっては、次の観点から総合的に検討することとするものでありまして、1、住民サービスを低下させないこと、2、業務効率を低下させないこと、3、新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすることとでございます。

4番の事務所の位置の決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとするということで、1番から7番まで上げさせていただいております。別添の資料といたしまして、6ページからつけ加えさせていただいております。追加資料で会見町と西伯町の全図もつけさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいとと思います。

まず、6ページの自治体別の人口及び世帯数であります。会見町におきましては22集落ございまして、1,195世帯、4,214人の方、西伯町におきましては75集落ございまして、2,505世帯で8,203人ということで、合わせまして3,700世帯の1万2,417名でございます。

次に、追加資料が6-1ということで位置図でありまして、そこに主要施設の位置ということで数字で上げさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいとと思います。

それから、7ページであります。これは両町の事務所として使用可能な建物の現況を上げさせていただいております。西伯町におきましては、西伯町役場、農村環境改善セン

ター、健康管理センター、総合福祉センター、中央公民館、(旧)遠藤工業事務所ということで上げさせていただいております。内容につきましては省略させていただきたいと思っております。会見町におきましては、会見町役場、総合福祉センター、農業者トレーニングセンター、会見町公民館ということでございまして、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、仮に新しく新庁舎を建設した場合の試算ということで上げさせていただいております。8ページ、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページであります。用地を含めまして、一番下の総計が約20億円ということでございまして。これは鳥取県内におきまして、岩美町が人口が1万4,000人ということでございまして、岩美町庁舎が平成6年、7年に建設をされたということでありまして、それを引用させていただいております。あくまで概算ということで御確認をいただきたいと思っております。8ページの一番上の庁舎の建設費であります。16億9,762万9,000円ということでありまして、約17億円でございます。

10ページの方をごらんいただきたいと思っております。これが岩美町の現況ということでありまして、平成6年から8年度までの間に建設されたものでございまして、総事業費が下から6番目に19億8,803万3,000円ということで、約20億円になっております。これを職員数から面積を割り戻しまして、1人当たりの面積というのが34.6平方メートル。それから面積当たりの単価が32万9,000円ということで上げてありまして、それをもとにしまして8ページの新庁舎建設に係る経費の試算をつくらせていただいております。

この中で基準職員数というのが149人ありますが、別紙1の方で、合併後の職員数の推計というのが、両町合わせまして、合併調整後というようなことで、本庁地区の総計149になっております。これにつきましては、あくまで1カ所にまとめた場合というようなことで御確認をいただきたいと思っております。これがすべてではございません。

それから、この下に別事務所計ということで、公民館ほか、図書館、学校、給食センター、隣保館がありまして、合併調整後の欄に数字を載せてありますが、これにつきましては削除していただきたいと思っております。ここはなしということで訂正をさせていただきたいと思っております。

それに基づきまして、8ページの方をごらんいただきますと、必要な床面積が5,152平米というようなことでありまして、職員数が149、基準面積が34.6平方メートル、基準単価が32万9,000円というようなことでありまして、計算をそれに基づき

まして当てていきますと、約20億円の新庁舎建設をした場合にかかる概算ということでございます。

ということでございまして、現有庁舎を活用するか新しく庁舎を建てるかということですが、新庁舎を建てた場合には、このような概算で資料をつくらせていただきましたので、御審議をいただきたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

坂本会長 ただいま事務局の方から、事務所の位置の決定に当たって考慮すべき何点かについて説明をいたしました。掲げてありますように、位置の決定は15年の7月までに決定するというところでございます。これは時間があります。

きょうは、2番の位置の決定に当たって、新庁舎を建設するか、あるいは現有庁舎を活用するか、このことについては決定いただきたい。しかし、7月までであるだけんということではなくて、この際、お考えがあれば軽いディスカッションをしておいて、また後の協議に備えるということを進めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まず、1番の新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定するというので、これは御確認いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。これぐらい時間があれば、お互いに合意できるのではないかというふうに思います。

塚田委員 それについて確認をちょっとしたいと思っております。

坂本会長 どうぞ、塚田委員。

塚田委員 新町の事務所の位置ということですが、これは基本的にはそこに町長がいて、それで議場もそこにあるということですか。その議場というのは、議員というのを別個に考えるわけですか、基本的に。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 その件につきましては、ケース・バイ・ケースになろうかというふうに思っております。

坂本会長 新庁舎建てたときには当然一緒。それから、新庁舎建てるときには、いろいろ考え方もあるかもわかりませんな。

森岡委員。

森岡委員 それに関連してですけども、少なくとも町長のいらっしゃる庁舎というくらいのは考えとるでしょう。議場の問題、今、塚田委員からあったから出たんですけども、本庁舎というのは、やっぱり町長のいらっしゃる事務所が、オフィスがあるところが

本庁舎だと、こういうことだけは確認しとかんと後で困られやへんか。

坂本会長 本庁舎に町長がおるといふことをごさいますて、町長がおるけんだなしに。それはいま話したとおりでございますて。1番についてはよろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 こういうことでほんなら進めます。

2番でございますて、位置の決定に当たっては、新庁舎をつくるのかつくらないのかということについて御意見を求めたいと思います。

山中委員。

山中委員 いわゆる合併による特例措置もあるわけですが、庁舎の新築というものに対してもあるもんですか。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 事務局からお答えいたします。

特例債の適用にはなりません。

山中委員 期限はいつごろまで。

奥山合併推進室長 合併後10年間。

山中委員 10年間ね。

坂本会長 よろしいですか。

山中委員 はい、わかりました。

坂本会長 ほかに。

森岡委員。

森岡委員 これ大事な問題だろうというふうを考えるわけです。それで事務局も、新しい庁舎を建設するのかどうかという2つの案の併記で、ここに協議会の方に投げかけていただいたんですけども、私は、なるほど特例債の手当てが受けられるというけども、本当に小さい現状の町で新しい庁舎をつくる、20億程度かかるんじゃないかという先ほど説明があったんですが、私はそういったことにはお金を使いたくないなというふうに思います。どっちの庁舎もそれなりに立派に機能する庁舎を持っていますから、それが使える間は、やっぱり現有の庁舎を活用して、若干事務的にも不便なものが出るでしょうけども、カバーする方法はあるわけで、私は現庁舎を活用するという方法で考えていくべきじゃないかと。もっともっと大きい合併の場合でもそのことは起こってくるだろう。我々の場合は幸い2町で、非常に接近した、地理的にも、道路の面でも。なるほど今、山が崩れてちょっ

と道がとまっておりますけども、十分どっちの庁舎でも活用ができるんじゃないかなという気持ちを持っていますので、金はもっとほかに使うところがあれば、これから建設計画の中で生かして使うべきだなというふうに考えます。

坂本会長 ほかにございませんか。

梅原委員。

梅原委員 今、山中議長が聞きましたが、この新庁舎に対しての特例債が出るということですが、特例債の算出の基準がありますよね、その範囲内で使うということですか。別途庁舎に対して改めて特例債を出すのかどうか。それじゃないですな。その辺はどうですか。

坂本会長 事務局、お願いします。

梅原委員 範囲内ということですか。

桐林次長 お答えいたします。

特例債というのは一応枠が設定してございまして、その枠を超えた場合には、もうこれは全く別の考え方になりますので、基本的にはその枠の中で、仮につくるとすれば考えていくべきものであろうと考えています。

梅原委員 事前に決まっている算出基準の範囲内ということですか。

桐林次長 さようでございます。

梅原委員 それから上はないということだな。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 やっぱり合併の意義というようなものは、我々いわゆる選挙民の側から見ると、負担軽減ということが一番大きなものとして出てくるわけでございますが、たださえたくさんの借金を抱えた上に、新庁舎建設で、いかに特例債を受けようとも、またプラス借金というようなことが出てくると思うわけでございます。2町合併でございますから、不便な点は、森岡委員さんもおっしゃったように何とかカバーをするにして、現有施設においてできるだけ間に合わせるとというのが筋ではないかと思えます。これは、何年か経過した後に使用不能というような事態になれば、これは当然建設をしなければなりません。ただ、現有施設を利用した場合に、どうしても困るわいなというようなことについてのあんまり説明はいただいております。ただ新庁舎を建てた場合には20億近い金が要するというだけでございますが、何とか、事務当局の方で今まで研究をなさって、両町の現有施設で大体間に合いそうだというようなことが見通せるのかどうか。私はどうもその辺

がはっきりわかりませんので、御説明いただければ御説明いただきたいと思っております。新庁舎建設よりも、何とか間に合わせたらというのが私の考えでございます。

坂本会長 補足説明ありますか。

桐林次長 お答えいたします。

今お示しておりますのは、丸々新庁舎を建てた場合と、今のものを全然プラスをせずを使うという両極端を示させていただいておりますけども、幾つかその中間の考え方があろうかと思えます。現に西伯町さんの方では、既に健康福祉課が別の建物に出ているというようなこともございます。そういう中間のところをどの程度考えて現有庁舎を活用できるのかということにつきましては、残念ながらまだ詳細な検討を詰めておりませんが、おおむねそういうある程度外に出る方もあるということを経験すれば、特に事務所の面積が不足するということはないというような大づかみのところまでは検討いたしております。

坂本会長 松本委員。

松本委員 新しく建てれば20億ほどのお金がかかる。特例債の範囲内で行けるといえるのはあるんですが、あくまでもこれは両町の借金でございますので、できるだけそういう借金はつくりたくない。現在、会見庁舎も西伯庁舎もそう古くはない。十分使えるという建物でございますので、これを有効に使って、既存の中でこれを活用して、庁舎を。

それから、先ほど事務局の方で話がありましたように、分庁方式といいますか、こういう方式もあるわけですので。それから、情報網をまず整備して、どこで執務しようが情報連絡は十分できるという体制をつくれれば、既存の建物で十分機能は果たせるというぐあいに私は思っておりますので、新しい庁舎を建てる必要はない。そういう金があれば、次のまちづくりの方に有効に使って、住民にプラスになるような形をつくっていくということが大切じゃないかというぐあいに私は思っております。

坂本会長 山中委員。

山中委員 しょっぱなに言ったもんですから、いろいろ誤解があったかもしれませんが、新庁舎を建てるということではなくして、仮にの話で、どういう条件があるかということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

ただ、今、松本さんの方からありましたように、分庁方式、結構だと思います。また条件が許すようになれば新庁舎ということも、あるいはそういうことになるかもしれませんが、当面はそれで結構です。

松本委員 それでね、ちょっとつけ足しますけれど、会見町の方は生涯教育が盛んであるという今までの歴史がありますので、分庁方式になりますと、教育委員会を会見町の方に持っていくというような方法もあるわけでございますので、使い方はいろいろあるわけです。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 いろいろこれ、新庁舎を建設するということについていろんな意見もあるとは思いますが、今、事務局の方から若干の考え方なりで、現庁舎を活用するというこの中で、大まかにできるんじゃないかなという程度のところまでしかやってないということなんですけども、もう少し、こういう状態、例えば、先ほど初めからもう教育委員会というようなことがここというようなこともあったんですけども、そうじゃなくて、そうであるならば、何々課、何々課はここで、ここで、ここでの分庁方式がいいじゃないかというようなことがあるのかどうか、あるいはそういう考えがあるのかどうか。例えば今の現庁舎を活用するに当たっての、もう一つ突っ込んだ考え方も必要じゃないかなというふうに思うわけですけどね。

坂本会長 そのことを、今、松本委員がおっしゃったことを進めますと、事務所の位置を決定しておかんとそのことは出んわけですし、佐伯委員のおっしゃることもわからんではないですけども、一応今の議論は、新しく庁舎をつくるのかつくらんのかということと決定いただきたいと思うわけです。その後、事務所の位置が決まれば、どのようにするのかということになると。

事務局の言うのは、現庁舎を活用してもやれるということをおっしゃるので、そういうことはあんまり御心配ないように。

佐伯委員 いや、そういうことではなくて、先ほど出たのがあったもんだけん、そういうところまで決めんといけんようになってくるんじゃないですかと行って言ったぐらいで。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 私も、先ほど森岡議員、松本議員さんが発言された意見と全く同感でして、現庁舎を活用して、そしてここにも事務局の方で上げておられますけども、それが決まりましたら、住民サービスを低下させない、業務の効率を低下させない、そういうことを細々と協議会の上で話し合いされて決めていったらいいんじゃないかと思えます。

森岡委員 ちょっと1点だけ事務局に確認させてください。きょう提示をいただいたこのものの中に、会見町分になると思うんですけども、庁舎が2つ、1、1、あるんですが、

多分北側の分だけだろうと思うんですが、これ市山辺になりますか、この1というのはどういう施設でしょうか。

奥山合併推進室長 事務局からお答えいたします。

農業改善センターがございまして、会見町の農協、賀野生活センターがあります。その隣にそういう改善センターがございまして。

森岡委員 分庁舎ですか。

奥山合併推進室長 いや、ではございませんけど、西伯町でいえばプラザ西伯に値するような建物ではないかという感じで、そういうふうな表現の仕方をさせていただきましたので、御理解を。

森岡委員 だとすれば、言葉を返すようだけでも、西伯町の場合にも1がもっとほかにあってもいいし、先ほど説明のあった、既に分庁舎をやっていますな、健康福祉課、その表示はない。もうちょっとこれ修正してきちんとしたものを提示をしてください。お願いします。

奥山合併推進室長 はい。次回からはもう少しわかりやすい説明にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 どうも皆様方多数の御意見が、ほとんどの御意見が、現有庁舎を活用してやった方がいいという御意見のように……（「ちょっと待ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

ありますか。どうぞ、宇田川委員。

宇田川委員 そういう早急に決めてもらったって困りますがな。

坂本会長 どうぞおっしゃってください。

宇田川委員 今の現有庁舎を活用する場合の経費、新しく1つの庁舎にした場合の経費、大体年間のコストがどれくらい違うのかという、そういうものも提示していただいて、そして、20億なら20億はわかりましたけど、そういうのも提示していただいて、どういうふうにするかということの判断をさせていただきたいと思います。

ただ、もちろんそこには職員数というのが、1つにするのと2つにするのとは若干は違うんじゃないかなというふうに考えますんで、やっぱりそういうものを勘案して1つにするのか分庁舎方式にするのかというのを判断材料にしたいというふうに考えますので、その資料を提示いただいてから判断をさせていただきたいというふうに考えます。

坂本会長 そういう資料はできますか。

奥山合併推進室長 事務局からお答えいたします。

その資料の提示ということでありましたが、もうちょっと時間をいただければ、時間と、また事務局での協議ということが必要かと思うわけでございます。

坂本会長 これは会長も、副会長さんもだと思えますけれども、かねて話し合ってきましたことは、あるものを有効に活用してこの合併をなし遂げようという、これは両町の町長同士では話してまいりました。ですから、分庁方式にして、新庁舎を建てたよりもはるかに経費がたかさんかかるといような事実がないことには、私はこの現有庁舎を活用していくべきではないかというように思っております。そういう経費の面だけでしょう。

宇田川委員 ですけど、どれぐらい例えば余計かかるかと。

坂本会長 まあ常識的に20億もかからんわけですから。

宇田川委員 それは、だって、そげなことを町長言われたってね、それは町民サービスは低下させない、だけどそれは教育委員会は会見町に持ってくるなんて、短絡的なそういう物の考え方でなしに、やっぱりそういうものをきちっと出していただいてから、よくわかりましたということが私は理屈だないかなと。

坂本会長 現在使っている庁舎の維持管理費をマックスにして、上限にして、多分少なくなると思いますけど。

宇田川委員 少なくなるでしょう。

坂本会長 なるでしょう。

宇田川委員 それは間違いなく少なくなると思う。

坂本会長 ですから、そういうことを考えますと、常識的に新しいものを建てるよりもはるかに安くつくというように私は踏んどるですけどね。

宇田川委員 それは経費と建設費とは比較にならんわけです。そういう比較を私は希望しておらんです。

坂本会長 比較はいいですけどね、あんまりわかったようなことで手間暇とったってね、事務局も人数は少ないですし、新しく建てれば建ったで維持管理費はかかるわけですからね。

宇田川委員 いや、それはわかります。

坂本会長 ですから、そういうぐあいに考えていきますと、私は、まあ常識的に現有庁舎をやった方がはるかに安くつくというように思うですけどな。その辺でどうでしょうか。橋谷さん。

橋谷委員 私も、大変時間もかかりますし、現有庁舎を利用するという方式が私も妥当

だと思えます。

そして、新しい事務所の位置ですけども、やっぱり交通の便のこともありますし、それから人口比のこともあります。今の西伯町の庁舎を、町長さんがおられるわけですから、そこに持っていくのが私はいいような気がいたします。

坂本会長 その位置については7月までに決定するというところでございます。

それで、宇田川さん、御意見ですけど、承るのは承りましたので、念のために現有庁舎を使ったときのランニングコストと、それから新しいものをつくってやった場合との比較をゆっくりやってみてください。多分、いや、納得してもらわないいけんですけど、それでよほどのことがないことには、この現有庁舎を活用するというでまとめたと思うんですけど、どんなですかいな。宇田川さん、それで承知してくださいませよ。

宇田川委員 いや、それは出してもらってからだな、それは私はいけませんわ。それは町民感情はね、そう簡単にはね、こういう重大な問題では、私は納得できません。

森岡委員 これから協議会、全会一致というのが原則だということが大前提でお話ししとるわけで、そういう、会長さん、意見もあるとすれば、きょうの場合、2の位置の決定に当たっては、次回までにその資料が出てくれば、また宇田川委員さんもそれを判断材料にして確認ができれば、今どうしても事務局これを決めていかないと、先の作業に大いに影響をするもんですか、どげなですか、次回といたら。

桐林次長 お答えいたします。

7月までに決定するという大前提で進めていただけるものということで、次回なり、あるいはもう一月おくれるかもしれませんが、お示しできるものがお示しできて納得いただけるのが一番だと思いますので、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。

森岡委員 なら可能ですね。

三鴨副会長 そこまで本当に必要な。土地の取得からね、建設費から……。

宇田川委員 いや、何だいまんだ建てると言っちょうへん。もう、すぐ西伯が本庁舎だというような表現するけんこげんなるだがな。

坂本会長 1人わてやってください。1人わてやってください。副会長が今発言しております。

三鴨副会長 私は、坂本町長が言われたように、現有のものを、立派な施設がありますから、今これだけ厳しい状況の中で、判断ができるではないかと。それは何でも新しくやって一つにまとめてやる方が一番効率だし、いいのはわかりますけど、でも現状を見たと

きに、立派な両町に施設がありますから、そこら辺でまとめていくべきだというぐあいに私は思います。かなり事務作業も大変でありますし、ある程度そこら辺を配慮しながら判断をしていく必要があるではないか。こういった特に建物については、ある程度理解が皆さんつく部分だろうと私は思いますんで、そこら辺を何とか理解して進めてもらいたいというぐあいに私は思います。宇田川委員さんの気持ちもよくわかります。

坂本会長 ありますか。いい。

宇田川委員 今、資料を出していただきたいと言っておるのにね……。

坂本会長 いや、資料は出しますよ。

宇田川委員 ですけど、あたかももう西伯が本庁舎みたいな、そういう物の考え方の話に進むから、これは待っていただきたいと言っておるわけで。

坂本会長 いや、それ、ちょっと待ってください。本庁舎の位置をするのは7月までに決定するですよ、7月までに。今は、新しい庁舎を建てるか建てないかということですから。位置は7月ですけどん。

どうぞ。

森岡委員 結局ね、今、会長がおっしゃっているのは、現有の庁舎を活用する、会見の今の庁舎を本庁にするのか、西伯の庁舎を本庁にするのか、これは7月までに決めるんだよと、こういうことですけども、宇田川委員がおっしゃっている、もうちょっとし数字見せやいと、こういうことをおっしゃって、事務局も提示をいたしましょうと、こうなりましたから、この際は、位置の決定についてはという、この2項目めの、きょうのですね、これは次回まで、4月に予定されておるいうところまで、そのときには提示があるでしょうから、その部分については決めてもいいのかなと、そういうふうに。

そういうことじゃ先が行かんよということを確認したかったわけですけども、3番目の項目、4番目の項目というのは、確かにこの項目は大事な項目ですから、そういうことを前提にして位置は決めましょうやということは、きょう確認をしておくということは大事なだと、そういった検討の要素等々については、きょう確認をしておけばよろしいんじゃないかなという気がしますけどね。ちょっと、もうちょっと見にやいけんという意見もね。

坂本会長 本協議会は、できるだけ意見は皆さんからいただいて、全員合意のもとで進めたいというように考えておりますので、特に御意見がございましたので、位置の決定の、特に新庁舎を建てるのか建てないのかということについては、資料を提出いただいて、それから皆さんでもう一度判断するということにして、きょうは流したいと思います、この

まま。保留にしておきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 あとの件については、先ほど事務局の方から話したとおりでございます。3番、4番ですね。こういうことについて検討するということで御確認をいただきたいと思
います。よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、次、議案第4号、新町の議会議員の定数および任期の取
扱についてを議題といたしたいと思
います。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 事務局から御説明いたします。

議案第4号、新町の議会議員の定数および任期の取扱について。

新町の議会議員の定数および任期の取扱については、次のとおりとする。

1、合併特例法による特例は、適用（しない・する）ものとする。

2、定数については、今後協議をするということでございまして、内容につきましては、
前回の提案の内容と同様でございます。

はぐっていただきまして12ページをごらんいただきたいと思いますが、これも前回御
説明した内容と変わりません。ということで、説明は省略させていただきます。

どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

坂本会長 合併特例法による特例がございまして、議員の任期を延長するとか、あるい
は定数をそのまま認めるとかいう在任特例とか、いろいろあるわけでございますけれども、
そういうことを適用するかしないかということをお協議いただきたいと思
います。

それから、定数については、2番、今後協議するというところでお諮りをしたいというよ
うに思
います。

御質疑や御意見をお願いいたしたいと思
います。

板委員。

板委員 当初、10月1日で合併するという最初に決まったわけですけど、そう
いった中で、特例を利用せんと何か障害が起きるとか弊害があるとか、そういったものが
あればちょっとお伺いしたいというふう
に思
います。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

特にその定数いかにによって、合併の期日、あるいは合併の内容、変更されるものはないというふうに認識しております。

坂本会長 板委員、よろしいですか。

板委員 10月の1日に合併することによって、その特例法云々の弊害はないということですね。はい、わかりました。

坂本会長 松本委員。

松本委員 この特例につきましては、これはやめるべきだと。やはり新町立ち上げのときから新体制で議員は発足するということが、町民にも理解がつくし、それから今後の新町運営についても正常な運営ができる。下手に特例使いますと、いろいろ問題が生じてくる。それから、町民に不信感が出てくるというぐあいに思っておりますので、これは原則どおり、新町発足と同時に、特例は使わずに新体制で出発するということが妥当じゃないかと私は思っております。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 大変これは、私も前回から今日に至るまで大変な宿題だなと思って、いろいろ考えもし、それから若干特例法も読んでみたり、何人かの知り合いから意見を聞いたりしたわけでございますが、現在、大型合併に向けての声も若干出ておるような状況の中で、2町合併に踏み切るということについては、ここできちっとしたやっぱりけじめをつけておいた方がええじゃないかと。特に特例法を適用して数をふやしたり、あるいは任期を延ばしたりというようなことが、両町の選挙民にどういうふうに受けとめられるかということとをいろいろ考えますと、私はやっぱり選挙の形にして、きちっと合併時点で新たな議員さんに出ていただくということがいいんじゃないかというふうに思っております。

定数についても考え方がありますが、これはまた別な機会に述べるようにしたいと思っております。以上。

坂本会長 山中委員。

山中委員 今出ておりますように、特例を適用する意味は、何もする理由はないと思うんです。特に町民感情を考えますときに、これ全部財政支出につながる問題ですし、特例はしないということでいかなければならないと。私ども議員が真っ先にそれを正さんと、いろいろ今後もまた、農業委員の問題、いろんな面での定数とかなんとか、職員定数の問題もあるでしょうし、やっぱりきちんとした態度で臨みたいというふうに私は思っていま

す。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 私も全く同感なのですが、いろいろこの特例の適用については考え方はあると思うんです。西伯も会見も、この4月に新しく改選期を迎えます。そういった時期に、一部には4年間全うするために、新しい町に移行してからも、その特例を使ってやるべきだという意見もあることはあります。ありますが、本当に将来のまちづくりについてこの協議会でしっかり議論するわけですから、そういった考え方もあるかしらんけども、新しい町と同時に、岡田委員さんもおっしゃったように新しい議員を選んで、そこでやっていただくと、こういう仕組みにしたのが一番ベターじゃないかなというふうに感じます。それの方が、新しいでき上がった町の議員として、両町のわだかまりも何にもない、本当に新しい町の考え方というものを生かしていただける一番大切な論理じゃないかなというふうに思いますので、私は、住民サイドから見ていろいろありますけれども、やっぱりこれは特例を適用すべきじゃないというふうに思います。

ただ、先ほど、そのことによって新町、10月1日という予定ですね、そうすると、9月の30日で議員失職しますから、きれいに議会がなしになっちゃうわけです。新しい選挙を、町長選を考えたときに50日以内、できるだけ早い時期に設定はされるんですけども、その間、町長も不在、議会も不在、そういう事態が出てきますから、そのことを板委員はおっしゃったんだろうと思うんですが、そういう部分についての配慮は、もしせないかんのだったら必要だけでも、言われておる、2年間特例で延ばせるんだから28人の議員をそのまま残そうと、こういうことには私は必要ないというふうに思っております。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 ちょっと追加意見を言わせていただきたいと思います。私もいろいろと検討してみる中で、実は西伯町と現会見町との間の人口バランスということでちょっとひっかかったわけです。それから単純計算をしてみると、今度設置選挙をやって新たに議員を選出する場合に、結果として、会見町の方の議員さんの減少の割合が多くなると、それが一体全体の町政にどういうふうに響くかなというようなことさえも考えましたけれども、やっぱりそれを上回る、前段でのきちっとした建設計画をつくっておくというようなことや、やっぱり合併後の議員さんのあり方として、小地域代表ということもさることながら、もっともっと広い視野で町政全般を見ていただくような方向というようなものを選挙民とし

ては希望したいと思っておりますので、そういう点さえうまくいけば、設置選挙できちつとやった方がいいじゃないかという、これちょっと追加意見です。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 ちょっと参考までに聞いてみたいと思うんですが、先ほど森岡委員の方からもあったように、確かに10月1日、9月の30日で失職をするということになって、50日以内に選挙をやると、非常に空白が生じるわけです。それをみんな懸念しとると思うんですけど、その空白をできるだけ少なくするために、例えば10月1日に選挙なんていうことができるんでしょうか。その以前に、例えば町長が辞職をして、10月1日選挙なんていうことが技術的に可能かどうか。

桐林次長 選挙の期日につきましては、手続上は、現在いらっしゃいますといたしますか、合併時にいらっしゃいました両町の選挙管理委員会の委員さんの中から相互に選んでいただいた方が暫定の選挙管理委員会を構成されまして、その時点で選挙の決定をするということになりますので、1日に選挙するということは、手続上はちょっと難しいということになるかと思えます。

新町になるとときには、新町の職務を行われる方を選んでおいていただくということになりますので、当面執行部の体制はそちらの方の方で進めていただくと。もし、いわゆる議会の議決を経なければいけないものがあれば、それ以前に調整をしておいてスタートするということが大前提でございますので、議会そのものが不在だということで業務が停滞するというふうなことはないという意味で、影響はないというふうに考えております。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

佐伯委員。

佐伯委員 各町の議員さんの方からも出てきたわけですが、私、個人的にも、やっぱりきちとした姿というのが大前提じゃないかなというふうに思っております。そういう面では、いろいろ住民の方も、例えば、後で定数のこともありますけども、議員さんの考え方も一つあるんでしょうけども、住民の方がどのように受けとめられるかということがやっぱり大きな問題じゃないかなというふうに思っておりますので、やはりこれは特例を使わないという方法が一番望ましいじゃないか。ただ、先ほど来議論されておりますように、問題点があるとすればどういうことかということは、今後また煮詰めていただくということをお願いしておきたいなと思っております。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 今の、在任特例は使わないで、それは結構ですけど、今、塚田委員から言われました、例えば選挙を早めるということについて、合併の日が1日なら1日と、50日以内ですわね。その場合、結局4年の任期という、その逆な、4年先の日にちというのは、出発の任期が、例えば10月の1日になれば明確にわかりますけども、しかし、合併したけども、その選挙は50日以内の間にされるということになって、その任期の期日の決定というようなのは、4年を仮に1日でも2日でも超えたりなんかすることというのは、法的にはどんなもんですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 法的には一切できないということになりまして、任期の起算につきましては、これは選挙の期日が基準になりますので、そこから正味の4年間ということになります。

坂本会長 いいですか。

宇田川委員 はい、わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

ないようでございます。今までいただいた御意見は、全員の方が合併特例法による特例は適用しないという御意見だったように思います。そういうことで本協議会としては確認してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、合併特例法による特例は適用しないということで決定いたしました。

2番、定数については、今後協議するということで、これはこれでよろしゅうございますか。(発言する者あり)

ありますか。なら若干時間をとって。(「できたら今回で決定していただきたい」と呼ぶ者あり)

宇田川委員 できたら決定をいただきたいと。前回そういう宿題をいただいておりますので、何が何でもということは言いましたけども、一応おおよその目安というのは、多分西伯町の方も考えておられるではないかなというふうに思いますので、できれば決定をいただきたいというふうに考えます。

坂本会長 ただいま動議といいましょうか、きょう決定したらどうかという御意見がありますが、これを取り上げてよろしいでしょうか。

塚田委員。

塚田委員 スケジュール表によりますと、第7番で、議会議員の定数および任期の取扱
というのを、3月上旬で決定するように、これスケジュール表には書いてあります。とこ
ろが、議案では今後協議といたしますと、これはどっちが正しい。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 ここにも同じ資料を掲げておりまして、毎月こういう資料を掲示さ
せていただきたいというふうに思っておりまして、その都度、状況に応じまして内容を変
えまして、審議の過程におきまして結果を掲示するようにしたいというふうに思っており
まして、どちらが正しいかということではありますが、協議会で決めていただいて、協議会
の決定を尊重したいというふうに思っております。

坂本会長 スケジュール表によると、今回決定をしたいという事務当局のスケジュール
表にはなっておりますけれども、議案として提案したものについては、今後協議するとい
うぐあいになっているわけです。今、そういう中でどっちが正しいかということなんです
が、今回協議するということで行いましょうか。よろしいですか。

結論はどうなるかわかりませんが、今回、それでは協議に付したいというように
思います。

それでは、御意見を申し上げます。御意見がある方、申し上げます。

秦委員。

秦委員 しょっぱなで新町の発足する議員さんの数の協議に私が質問するのはちょっと
恐縮でございますが、合併の大体の10月1日ということになってはいますが、議員さんの
数におきましては、私の考えでは、法定といたしますか、法で定めた定数が22人と伺っ
ておりますが、住民的な物の考え方から考えてみますと、合併のメリットとして、人件費の
節減なり財政の健全化ということがメリットの一番大きな問題だないかと思えます。した
がって、住民の中におきましては、議員さんの定数が何ばならどうかという関心が高いだ
ないかと思えます。私の私案でございますが、法定定数が22でございますので、それか
らどほど下げるかというのが論議の争点になるだないかと思えます。その数においては、
いろいろまた議員さんの御意見も聞いたりして決定をいたしたいと思えますが、22人か
らどこまで下げていくかと。例えば18にするか16にするかというような、20にする
かと、いろいろな案があると思えますが、もっとも、これから新町の建設計画なり、大事
ないろいろ審議いただく議員さんでございますので、慎重な論議が必要ではなからうかと

思います。意見ということで、・・・・・・・・。

坂本会長 山中委員。

山中委員 いろいろ町の規模によって、現在、御存じのように県下でも議員定数が異なるわけでございまして、会見町にごく近いというとおかしいですが、非常に近いところに、単独でやると決めた岩美町が人口が1万4,000ぐらいです。それが18人なんです。18人で、単純に住民を18で割ってみますと、大体住民795人に1人。それを逆算しまして、会見町と西伯町の合併した数の1万2,000余りのものを795で割りますと、15.5か6人ぐらいになるんです。一つの目安として、参考になれば、たたき台として協議してください。

岡田委員 一つ質問してもいいでしょうか。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 議員定数は、これはいつでも議会の議決があれば変えていくことができるわけですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

条例で決める数の変更の時期でございますけども、一つの選挙が終わりまして、次の選挙までに条例を変えれば変えられるということになっております。

坂本会長 御質疑や御意見はございませんか。

梅原委員。

梅原委員 今、山中委員から言葉がありましたが、私は、最少の議員数で最大の効果を上げるためには、やはり16程度が妥当と僕は思います、個人的には。

坂本会長 松本委員。

松本委員 私も、新町になりますと1万2,000何がしかの人口になるわけですが、法定定数からしますと、1万人以上2万人までは22人ということでございまして、各町村、今まで定数いっぱい条例を決めておるところはない。それを大きく下回って議員定数は決めておるといのが通例でございまして、この要因については、町民からの要請もあり、そういう形で現在は時世としてそういうぐあいになっておるといことでございしますので、この22人定数につきまして、これを下げるべきである。先ほど話がありましたように、最少の人間で最大の効果を上げていくというような新町の運営が理想でありますので、16が妥当であろうというぐあいに私は思っております。

坂本会長 ほかに御意見はございませんか。

板委員。

板委員 先ほどから16という数字を言われておるわけなんですけど、私も何人か、どれぐらいの人数が妥当かな？なんて話を周りの人としてみましたところ、やはり定数は、先ほども何遍も言われるように少ない方がいいと。確かに議員さん方は非常に大変な、住民の意見を吸い上げて出ていかれる重要な方ですから、住民にとっては多い方がいいんですけど、合併のこういった時期、これを考えると、やっぱり少ない人数の方がいいんじゃないかと言われる方がたくさんありました。

そういった中で、先ほども選挙から選挙までの間だったら条例によって定数が変更されるということですので、先ほどから言われるように、最少人数でとりあえず頑張っていていただいて、それでいけんようならまた改定していただくということによろしいんじゃないかというふうに思いますが。

坂本会長 具体的に言うと何名ですか。

板委員 16名です。

坂本会長 16名がいいですか。

どうぞ。

森岡委員 今いろいろ意見出ておりますけども、山中委員のおっしゃった考え方というのは、妥当な一つの目安だろうかというふうに思います。ただ、先ほど板委員のおっしゃった、途中で多くするというのは非常に難しい。過去にはございません。下げるというケースはあるんですけども、ふやすというケースは、私の勉強不足かもしりませんが、過去ございません。なかなか途中で増員するというのは難しいだろうなというふうに思います。

ただ、基本的に定数いっぱいというのは、2万人人口を抱えてる町の上限も、1万人の人口のを22人という法定数ですから、2万人抱えておって22。それから、我が町は1万3,000程度を今もくろんでおるわけですね。そういう面から見ると、相当思い切った法定数を削減した条例をやっておくのがいいんじゃないかなとまず思います。

それで、今、岩美町の話がありましたけど、人口当たり800人ほどのところで1人。800人の数で割ってみますと、実は我が町は12か3になっちゃう。それから、東伯町が1万2,000、今。今度合併しちゃいますから東伯町はなくなりますけども、ほぼ1万2,000人です。これは現行は法定数がもともと高うございますんで、こないだから

法律が新しくなって法定数が下がっておりますから、その法定数で今やっていますんで、例えば西伯町の場合だったら、今まで22という定数の中で16に下げとったんですけども、今度の新しい法律の中では18人まで落ちちゃいます。現在の法律上、18人以上だめですから、16人だから今そういう。これは余談ですけども。

そういったようなことを考えてみたときに、18人という定数にしたら660人程度になると思います、人口当たり、新しい町。それから、16人で750人。そこら辺を山中委員はおっしゃったんだろうと思うんですが、私も、その法定数なかなか難しいところがあるんですけども、最初に抑えておかないと、なかなか途中でいじることは難しいだろうというふうに思います。

それから、新しい建設計画については、この協議会の中である程度つくり上げていきますから、それを生かしてもらおう。だとすれば、私の個人的な考え方ですけども、16人程度でいいんじゃないかなと、こういう気持ちがございます。

坂本会長 どうぞ、磯田さん。

磯田委員 私も、この定数に関しましては前々から考えておりましたけれども、現在の議員さんというのが、大体企業のオーナーであったり、あるいは定年を退職された方が町会議員さんに多いように見受けられるんですね。会社をやめて議員まではという、それだけの給料がないということが理由だとは思うんですけども、本当にいい議員さんが出るには、やはりある程度のお給料を出して人数をぐっと減らす。

それから、新まちになれば、やはり地域で推薦をして、その集落で推薦をして、その議員さんが当選するんじゃなくて、集落で推薦されなかった議員さん、すばらしい方がおられても当選ができないというような問題が起きかねないと思うんですね。これから新まちになったら、ぐんと新しい議員さんの選び方というか、集落で推薦じゃなくて、本当にいい議員さんを、少し給料を出してでも、そのためにはぐんと議員さんの数を減らすというか、頭数ではなくて、質のいい議員さんを出すというのが私の考えだと思うんです。質のいいという考えは、語弊がありますけど……（「いや、実際それですよ」と呼ぶ者あり）今出ていらっしゃる議員さんが質がないというわけじゃないんですよ。誤解しないでいただきたいと思うんですけど、例えば、前にもありましたけども、議会をしながら居眠りをしたりとか、そういう議員さんも以前にはあったように思います。そういうことでは議会は成り立たないと思うんですね。だから、本当に一生懸命勉強していただいて、町のために議員になっていただく、そういう議員さんに出ていただきたい。そのためには地域で推

薦とかそういうものは全くなくしてもらいたい。そのためには人数を思い切って減らしていただきたい。そのためにここで話し合いをしていただきたいと思いますんで、私は議員の定数はちょっと控えさせてもらいます。ちょっとここで皆さんでお話し合いをして、どの人数が妥当だろうかという人数を上げていただきたいなと思います。だから、あえて16人とかは言いません。16人とか15人とかは言いませんけれども、私の意見としては、もっと低くてもいいという考えということをお含みおきいただきたいと思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

磯田委員 議員さん方の意見は意見としてまたあると思うんですよ。ある程度やっぱり人数がないとできないんだということもあるでしょうけども、人数を減らした場合には、あるいは審議される代表の方を何人か、定期的にそういうものを吸い上げて議会へ持っていくというものを、そういう小委員会みたいなものをつくって定期的にね。人数が少なくなれば意見が出せない、いろいろなところから吸い上げができないということもあると思うんですけど、その場合には、小委員会のようなものをつくって意見を吸い上げて、議員さんが議会へ持っていくというような格好で、できないこともないんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。ここで話し合っていたいただきたいと思いますが。

坂本会長 新しい仕組みを考えないとそういうことはできませんね。

塚田委員 ちょっと一ついいですか。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 これも確認なんですけど、先ほど磯田委員の方からありましたように、定数を思い切って、例えば10人程度にして、報酬審議会の答申を無視して、本町だけが給料を2倍にするなんてことは技術的に可能、技術的というか、可能ですか。

坂本会長 事務局は見解がありますか。

桐林次長 お答えいたします。

技術的という面だけであれば、それは可能は可能ではございますけども、ということでお答えさせていただきます。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 磯田委員さん、本当に非常に熱心にそういうことを考えていただいて、その辺はそれであれですけれども、まず議員さんというものは、私ども有権者、いわゆる住民の意見なり、あるいはそういうものを十分に吸い上げていただく大きな役目を持っていただいておりますから、そういう面で、余りにも少な過ぎるというのも、若干語弊があ

るんじゃないかなというふうに私は思います。そういう意味から、ある程度の、例えば先ほどは何人に大体1人程度というような試算的なものも出ておったわけですから、そういうふうな試算的な、あるいはよその町との比較もある程度なかったらだめじゃないかなということから、試算的な面から見れば、16名程度は妥当な線じゃないかなというふうに個人的には思っておるところで、やっぱり基本的には住民の声をどういうふうに反映させるかということが大きな使命というふうに思っておりますので、そういう面から、余りにも少な過ぎると、なかなか新町になって声が届かない面がたくさん出てくる危惧もするという面もありますので、ある程度それなりの人数はなくてはならないということから、先ほどの試算みたいなような形でいけば、16名程度が妥当じゃないかなというふうに思っております。

佐伯委員 磯田委員。

磯田委員 今の御意見ですけれども、議員さんが皆さんの意見を吸い上げて、人数が少なくなると吸い上げられないという御意見でしたけど……。

佐伯委員 そういう意味じゃないですけど。

磯田委員 多い方がそれは吸い上げられますけども、少なかったらば、その対応策として、例えば委員会というようなものを、町民の皆様の声を引き出す、そういったものをつくって、例えば定期的に会議を開いて、それを議会の方へ持って上がるという仕方もあるわけですし、議員さんが多いから皆さんの声が吸い上げられるというものでもないと思います。

ただ、私が人数が少な過ぎると心配する面は、決議される決定の場におきまして、いろいろな意見を出される場合に、本当にこれが一番いい意見かなというときに、余りにも人数が少な過ぎると、またそれが悪い面が出てくるんじゃないかという点もあるわけですね。だから、私自身も正直迷っております、人数がどの程度がいいのかなというのは。だから、16人がいいのか。10人ぐらいでは少ないんじゃないかなと思う気もいたしますし、16人がいいのか13人がいいのか、その辺は、私もちょっと迷っておりますけれども、それは皆さんがここで協議なさいます決めていただければと思いますけども。

坂本会長 議員さん方の御意見はどうですか。

岡田委員 私も人数を出すほどの根拠がまだないものでございまして。ただ、今非常にいい方向が出かけておりますので、ぐっと定数を抑えていくということですね。ぜひいいところでひとつ結論を出していただきたいと思います。

坂本会長 ありますか。

宇田川委員 16で結構だと思います。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 住民の方々がどういうふうに反応されるかというのを全く予期せずに申し上げておりますが、さっきも磯田委員おっしゃったように、もっと少なくてもいいんじゃないかというお考えが若干ございますよね。ここで18と決めたら、もっと少なくてもいいっておっしゃる。16という声が随分ある、16に決めてももっと少ないがいいと多分言われると思うんです、これは。一方では、それじゃみんなの考え方が反映できんようになるおそれがありませんか、こういう逆に意見も出てくるでしょう。ここで16に決めたと発表すれば、いろんな形で、少な過ぎるという意見ともっと減らせという意見と、両方やっぱりまだ出てくるだろうと思うですがんな。そうはいても、協議会としては16で決めるんだよと言ったらそれで走らにゃいかんわけですから、それをもとにして新町計画の中にも積算根拠をそこに持って行って計算してもらうことになりますからね、当然。

今でも1万人を超えておるところで気高町が16人です、これは。同じ今ベースに乗っておりますので。だけど、これは鳥取市に行っちゃいますから消えてなくなりますけども。県下の議員定数、どんどん減らして、ついこないだも日吉津は2人減員されました。それから、去年、溝口も減員されましたよね。淀江か大山がまたもうちょっと下げられたかな。私たちのこの1万3,000の規模では、幅としてはあるんでしょうけども、最初に山中議長がおっしゃってもらった岩美の実態からしたら、16程度で現にやとられるわけですから。恐らく、岩美町単独で方針出しておられるけん、もうちょっと削減されるんじゃないかな。動きはあると思いますよ、恐らく。けども、我々の新しいまちとして、16程度をもって発足をして、それで持っていく方が、わからんようになる、勝手な行動をするということにはならんだろうな。そうあっていただきたいし、これは我々が続ける保証は一つもないわけですから、そのくらいから発足していただいて、さらに減していくという部分は出てくるかもしれんなというふうに思いますけども。せっかく新しい両町がまちつくって、地域根性丸出しみたいな形にならんようやっていくためにも、これは大局的な場で選ばれた議員さんに議会をお任せするという方法が私はいいいんじゃないかなということで、16という数字を最大公約数的に申し上げたつもりです。

坂本会長 ほかにございませんか。

今、現在議員をやっておられる委員の皆様からも、また、そうでない委員の皆様からも

御意見をいただいて集約いたしますと、大体16人という数字が具体的に主張なさっております。磯田委員さんについては、あんまりはっきり数は申されませんが、さらに少ない方がいいのではないかというお考えのようですが、ここで16人で決定をしてもいいのかなのか。先ほども事務所の位置もございまして、本協議会ではできるだけ全員が合議して前に進みたいと思っておりますので、極端に意見の異なる方がいる場合には、若干猶予を持って決定してもいいというように思うわけですが、どんなものでしょうかな。皆さんの意見に従うということだけで言っていれば、きょう16名で決定したいと思うわけですが。磯田さん、どうでしょうか。

磯田委員 皆さんがよかったら。

坂本会長 よろしゅうございますか。

磯田委員 はい、よろしいです。

坂本会長 これは相対的なものだと思います。多い方から見れば少ないと思われるということだし、少ない方から見ればもっと少ない方がいいという、これは相対的なもの。ただ、地方自治法の期待しているところは、やっぱり民意というものを広範にある程度すくい上げるところで、この22という法定数というものを定めているというように思いますから、一定以上の議員さんはなければ民主主義がうまく機能しないということだというように思うわけですが、16名でほとんどの委員さんが合意できるならば、今回は16名で決定をしたいというように思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、定数については16名で決定いたしました。

次、議案第5号、新町の農業委員の定数および任期の取扱について。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 事務局から御説明いたします。

議案第5号、新町の農業委員の定数および任期の取扱について。

新町の農業委員の定数および任期の取扱については、次のとおりとするということで、1案と2案とここに掲げております。

まず1案であります。農業委員の取り扱いについては、平成15年中に決定することとする。2、決定に当たっては、両町の農業関係者の意見を参考にする。

案の2であります。農業委員の取り扱いについては、平成15年中に決定することとするということで、1案とは変わりません。2、小委員会を設置し協議する。西伯町・会

見町合併協議会小委員会設置規程第2条に規定する別表を別紙のとおり定めるということで、別表を14ページに掲げております。小委員会ということで、農業委員の定数等の小委員会という名称でございます。所掌事項につきましては、新町における農業委員の定数に関する事、2、合併時における在任特例に関する事、3、新町における農業委員の報酬に関する事、4、その他農業委員会に関する事ということで、委員の構成につきましては、各町の議会関係者3名並びに各町の学識経験者2名ということで、摘要といたしまして、各町の町長、助役がオブザーバーとして参加するという事で、案でございます。

前回につきましては、小委員会を設置し協議するという事でしたが、本日の会議につきましては、協議会で行うのか、小委員会とするのかというような判断をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま説明したとおりでございます。農業委員の取り扱いについて御意見はございませんか。案の1と案の2が示されております。

山中委員。

山中委員 数少ない協議会のメンバーですし、2町の事ですから、もうちょっと中身は勉強させてもらわなきゃいけませんけど。この協議会で決めさせてもらってもどうでしょうかなと思うんですが。

坂本会長 ということは案の2でございますか。小委員会を設置し協議すると。

山中委員 いやいや、この協議会で、こういう合併協議会の中で。

坂本会長 合併協議会の中で。農業関係者の意見を参考にするという事でもないわけですか。この協議会でやってしまうということですか。第3案ですか。

山中委員 いや、それでね。この協議会で決められんだかいな。

坂本会長 1案ですか。ほんなら山中委員は1案でどうかということでございます。

森岡委員。

森岡委員 私も1案でいいと思うんですが、小委員会までやらなくてね。この2番目にうたっている両町の農業関係者の意見を参考にするという、ここで、私は過去苦い経験を持っていますんでちょっと披瀝をしておきますが、西伯町で農業委員会の減員のね、これは法定の10名を下げることでできませんから、いわゆる議会推薦だとか、そういった部分の減員を図ってくれという、たまたま当時農業委員会に籍を置いておまして、意見を聞

かにゃいけんということから、委員会に相談を求められた事例があるんですよ。そうしたらね、もう全然決まらん。結局10何年手がかかったという事例を承知しております。これは関係者に相談をしますと非常に煩雑になります。したがって、ある程度責任を持ってお集まりいただいております我々、自分も含めてという意味ですが、決めさせていただかないと、決めなきゃいけませんし、やっていかんと、なかなか難しゅうございます。特に農業委員サイドから見られたら、ある程度数持っておられないと農業委員会の、現地の確認だやれ何だでわけがわからんようになると必ずおっしゃいますし、それから、ほかの側から見れば、それだけのことだからもっと少なてもいいだないかと、こういう意見が出てまいりますししますんで、いろいろ我々で責任持って決めていかにゃいけませんし、その責務がありますから、そういったことを念頭にひとつその点、ちょっと過去のことですが減員を求められてなかなか成立をしなかったという事例を体験しておりますんで。

坂本会長 松本委員。

松本委員 今、森岡委員の方から話がありまして、この1案でも結構ですが、農業関係者の意見を参考にすることについて、過去、私が一番の被害者で、相当苦労して、全然できなかつた。既得権があるというような偏見が出てまいりますので、私とすれば、この委員会で決定していただきたい。いいのですが、案の2で決めていただきたいと。それで、小委員会の設置につきましては、こういう2町の、前回小委員会規程ができたわけですが、東郷町に行って見てきたんですけど、3町だったらああいう形のものができておるんだけど、あれを参考にしてみますと、この西伯・会見協議会におきましては、小委員会は要らんじゃないかと、すべてこの協議会で決定すべき。そういう大きな問題はないというぐあいに考えておりますので、小委員会は、設置したんだから存続させるのはええですけど、小委員会の活用というものをしていたただかなくても結構ですので、この協議会ですべてを決定していただきたい。したがって、2番は削除して、3番も削除するという形で進めていただきたい。

坂本会長 ほかにございませんか。

秦委員。座って結構です。

秦委員 今の農業委員の定数および任期の取り扱いでございますが、15年中に決定するというところで、これで結構だと思います。

私も農業関係ちょっと担当したことがございましたが、農業委員は、性格としては地域代表の性格があると思います。といいますのは、農業委員になると担当区域が大体設定さ

れますが、担当地域の農地の状態等を、昔からどのようにあったかということ把握しておらなけりゃちょっと農業委員も難しいと思いますが、特に農地法並びに農業振興法に基づいて優良農地の確保というのが最も重要な問題だと思います。特に最近は転用等が多数あって虫食い状態等があって、なかなか今後の農業に差し支える、そういうことの転用に関する現地調査等が主な仕事だないかと思います。そういう状況からしますと、今度の新町になって農業委員の定数をちょっと見ますと、原則的にいきますと選挙委員が10人、議会選出の学識経験者が四、五名ですか、それから農協団体の委員さんとかで構成するわけですが、合併して、原則論いうと、農業委員さんは合併すれば定数がどんと減ってくるという実態になっております。でも、転用等が生じた場合に、その農地が過去からどういうふうな状態であったかということがなかなか、例えば西伯の農業委員さんが、担当地域がございませうけど、現地調査に行った場合に、それはもとがどげだやわからんというのがほとんどだと思います。そういうことからいきますと、原則論の定数は、選挙委員10人になって半分になると思います、2町が合併した関係。ただ、原則論に照らしてというような問題も、ちょっとは特例措置を憂慮せにゃいけないかというような、私個人の考えでございますけど、ありますが、これは、先ほど来、この協議会で検討して結論を出すということで大体の方向づけがなされかけておりますので、それにお任せしたいと思います、私の所見の一端を述べて、今後の農業委員さんのあり方につきましてちょっと、御意見と言っていいか、どげしたがええかまだ結論は出ませんが、よろしく願います。

坂本会長 ほかにございませうか。

宇田川委員。

宇田川委員 今、秦委員さんがおっしゃいましたけども、今のその定数を決めるに当たって、まず1つずつ、例えば農協から出られる方は1人と、それから、例えば議会推薦で出られる方は何人と、それを大体どれぐらいにするかということになれば、おのずと人数が出てくるのではないかなと思いますけれども、そこの辺のところ、会長。

坂本会長 私が御提議しておりますのは、15年中に決定したいということでございまして、今日はそういうことの確認と、それと、今出た御意見は、一々聞かんでも本協議会で決定すればいいのではないかという御意見ですから、そういう集約をさせていただければ、きょうのこの議案については終えたいというふうに。

宇田川委員 はい、わかりました。

坂本会長 よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、そういうことで、若干違うかもわかりませんが、案の1、本協議会で決定する案の1で行いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議案第6号、新町の特別職の取扱について。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 事務局から説明いたします。

議案第6号、新町の特別職の取扱について。

新町の特別職の取扱については、別紙のとおりとするということでございます。特別職につきまして、特に収入役の取り扱いについて協議をお願いをしたいということで、16ページに、調整方針の欄に1案と2案を明記しております。置くべきか置くべきじゃないのかというような決定をお願いをしたいというふうに思います。

現在両町におきましては、収入役を置かない条例がありまして、助役をして事務を兼掌するというようになっております。県内の状況につきましては、先回御説明しましたので省略をさせていただきたいと思っております。

現在、収入役を置いていない理由といたしましては、指定金融機関になったというようなことで、現金を取り扱っていない。また、電算化というようなことで非常にスムーズになったというようなことが主な理由かというふうに思っております。

調整方針の収入役の欄を、案の1であります。新町には収入役を置かないこととする。収入役の事務は、助役が兼掌することとする。案の2であります。新町に収入役を置くこととし、新町長が議会の同意を得た上で選任する。それまでの間は町長職務執行者が職務を行うというようなことでございます。

御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

坂本会長 収入役を置くか置かないかということでございます。現在は両町に置いておりません。ただし、1万人以上ぐらいの町村には、どうも収入役を置いている例がほとんどだということも伺っております。御意見を伺いたしたいと思います。

松本委員 ええですか。

坂本会長 どうぞ。

松本委員 収入役につきましては、両町とも置いてないわけですし、それから、昔の形と違ひましてすべて電算化してある、それから指定金融機関を設けてあるということで、両町ともスムーズにあってある。ある程度の人口はふえても、これは置く必要はない。現

在の指定金融機関、それから電算活用すれば、十分機能を果たせるというぐあいに想定されますので、収入役を置く必要はないと私は考えております。

坂本会長 ほかにございませんか。

宇田川委員 助役さんの立場ではどうですか。

坂本会長 加藤委員。

加藤委員 先ほどお話がありましたように、やはり電算化をしたり、いろいろそういった中で行政改革がなされているということであって、今はさほど事務業務に対して不便を感じず、うまくいってるんじゃないか、そういうふうな気がしていますけども。

坂本会長 野間田委員。

野間田委員 私の方からも、今、加藤委員が言われたとおり、基本的には指定金融機関制度でコンピューターシステムですし、業務的には、基本的には収入役を置かなくてもやれる体制は新町でも同じじゃないかと。もちろん、もともと収入役を置いているというのは、地方自治法上は牽制という意味もあるんですけども、基本的には今の体制でも十分できるんじゃないかというふうに思います。

宇田川委員 なら、まあそげだ。できるって片方が言いなるのに、ねえ。

森岡委員 現職の助役さん方が十分見て収入役はなくてもいけるんじゃないか。確かにそういった面はあろうかと思えます。私は、そういうことで収入役を置かないという、置かんでもやれるならと言われるんなら、さっき野間田委員さんもちっとおっしゃった牽制の面から見たら、私はあった方がいいんじゃないかなという考えを持っています。

ただ、それともう一つ、まだきょう結論出なかったような気がしますけども、分庁方式をとるということになったら、両町に、助役さんが町長と別のところへおれば事足りると、それじゃないと思えます。助役さんというのは、常に町長の同じところにおっているんな事務をやっているんだと。そうすると、ぐっと、収入役さんというより、助役2人制でも考える必要があるんじゃないかという気がしますけどね。これは庁舎建てるよりずっと安いはずですし。

宇田川委員 それは、新しい議会の構成にそういう助役の選任は任せるべきであって、今は収入役を……。

坂本会長 許可を得てから発言してください。

宇田川委員。

宇田川委員 これはね、新しい議会の構成に任せるべきであって、今ここで収入役置く

か置かんかという論議をしておるわけで、いわば両収入役兼務の助役さん方は置かなくても十分に機能は果たせるということがありましたんで、私はその意見を最大限尊重して、それで結構だと思います。それがやはり両町の住民は納得するというふうに考えます。

坂本会長 副会長。

三鴨副会長 私の経験からいいますと、大変助役が収入役を兼務するというのは難しい部分がある。本来、人にもよるでしょうけども、今ありましたように責任と牽制、町長に物が言えるのは収入役しかありませんから、そこら辺で、特に分庁舎にもしていくと。今たまたま事故がありませんからいいですけど、どこで複雑な会計処理の部分をチェックするかという部分では、本当は大事な部分だと思うんです。事務処理はできます。幾らでもできますよ。そこら辺をどう考えるかという

加藤委員 収入役の責任は非常に重いと思います。ですが事務的には、出納室長もおりますし、適正な処理はできると思います。

坂本会長 収入役は、おかなくて良いといった意見が多いようですの、新町については、収入役を置かないといった方向でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そうしますと収入役は置かないということにします。それでは、昼休憩とします。午後の再開は、12時40分とします。

〔12時5分休会〕

〔休 憩〕

〔12時40分再開〕

坂本会長 それでは、午後の部を再開いたしたいと思います。

議案第7号に移ります。両町の各種施策に関する調整方針の考え方についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。議案第7号、両町の各種施策に関する調整方針の考え方につきまして御説明をさせていただきます。

両町の各種施策に関する調整方針の考え方については、別紙のとおりとするものでございます。19ページをごらんいただきたいと思います。この中で、基本方針と調整方針と2つに分けております。基本方針につきましては、天神川流域協議会の案を土台に、案を6項目に分けてつくらせていただきました。また、調整方針につきましては、東郷湖周の

協議会の例によりまして、それを土台といいますか、参考にしてつくらせていただきました。

それと、次に20ページから23ページまで、基本方針と調整方針につきまして比較表を設けております。ごらんいただきたいと思うわけでありまして、一応皆様方に議案を事前に配付ということでございますので、内容につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

坂本会長 要は、基本方針は天神川を土台にして、調整方針は東郷湖周を土台にしてつくったということでございます。20ページの左側が当協議会の方針ということで、真ん中の東郷と右端の天神川を参考にして、左の当協議会の方針を決めるというものでございます。例えばでございますが、1番、東郷湖周では、住民サービスはよい方に、負担は低い方ということになっておりますけれども、当協議会では「合併前と同等以上とすることを原則とする」と、こういう表現にいたしております。そのように見ていただきたいと思っております。

既にもう見ていただいていると思っておりますので、御質疑や御意見を賜りたいと思っております。

これは1つわていかないけんな、上からずっとこげして。

奥山合併推進室長 上から説明を……。

坂本会長 いや、説明だなしに、決めていくことを。だな。

そうしますとね、20ページの左側の1番から、基本方針、まず方針でございます。1から6までありますけれども、これを決定していくように進めていきたいと思っております。

まず、マル1、住民福祉レベルの確保。これは先ほど申し上げた合併前と同等以上とすることを原則とする。悪うにせということにはなりませんけえ、これはこれでね、表現としてはよろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 2番の受益と負担の均衡をここでうたっております。いかがでしょうか。

特にないようですが、これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ほんならこれで進みます。

3番、速やかな一体性の確保。結局ここでは協議会でやるものがやむを得ず生ずることになっても、可能な限り早期に統一をすると、協議会が解散してからでもやっていこうと、早期に統一していくという基本方針でございます。これもよろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 4番、行政効率の向上。これも問題はないと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 次に進みます。5番、独自性の尊重。

岡田先生。

岡田委員 一つ希望を言わせていただきたいと思います。5番については、両町ともに非常にすぐれた内容の歴史的な文化遺産がたくさんあるわけがございます。相応に、それぞれ今まで随分これを顕彰すべく努力をしているわけですが、できるだけ早いうちに、でき得れば建設計画の中で両町の文化財保護条例等の突き合わせを行って、さらに独自のよいものをつくっていくとか、そういったような問題も含めて、今以上にひとつ力を入れていただくように希望しております。以上でございます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今の5番の関係ですけども、「敬意を払うに値する」という表現、これちょっと解説していただけませんか。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 それをやっぱり引き続き存続させていこうというような意味に解釈をしていただきたいと思います。例えば例を挙げさせていただきますと、西伯町の一式飾りとか、会見町におきましては柿の種吹きとばし大会とかあるわけでありまして、そういう部分については、種とばし大会は歴史にはふつり合いだかもしんですけど、そういうもろもろのものは、やっぱり慎重な取り扱いをしていくべきであろうというふうに思っております。

この独自性の尊重につきましては、天神川の方にもありませんもんでして、当協議会では特別といいますか、新たにつくった内容でございます。よろしく申し上げます。

坂本会長 どうぞ。

森岡委員 いろいろ考えられて、その部分を1項目上げられたという、努力をいただいたらうと思うんですよ。というのは、普通一般に敬意を払うという言葉、もうちょっと何か表現の仕方というのが、もうちょっとわかりやすいといいますかね。意味合いは、今説明いただいたことだらうなあというふうには見える。何かこう表現が、岡田委員さんあたり、その辺造詣深いんですが、何かこの表現は、これで。

岡田委員 そうですな。宿題にもらってもええような。

森岡委員 ちょっとこのところがね、意味合いは、そういう今説明もらった意味合いだろうなあというふうに思うけども、やっぱりこういう表現、どっかにあって使われたのかなあどうなのかなあと思ったもんですから、ちょっと。大事な項目だと思いますし。

坂本会長 ほんなら、独自性の尊重については異議はないと思いますので、この表現の方法を、次回までに考えて、提案できるようにしといてください。

塚田委員 それともう一つそれについてよろしいですか。この文面でいうと、敬意を払うに値するかどうかという判定をするのはだれか、この協議会協議会ですか。

坂本会長 そういうことも含めて検討していただきますので。

次行きます。6番、健全財政の堅持。これも問題はないと思いますので、よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、以上6項目を基本方針として進めたいと思います。

22ページお願いします。協定項目にかかる調整方針の考え方についてを1つずつ諮っていきたいと思います。

まず1番、「町の例による。」例えば西伯町の例によるとか会見町の例によるという表現を使うということでございますけど、これは、これもどうということはありません。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 2番、「両町の（制度等）を継続する。」と。同一である場合に、その制度などを継続する場合の表現としてこのような表現をする。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 3番、これは制度が違っていた場合には、「各町の（制度等）をそれぞれ継続する。」と、こういう表現にするということでございます。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 4番、「合併時に とする。」と。合併時点で両町のいずれの制度などとも異なる制度、両方とも違う場合の表現ですね。これはどうでしょうか。そう問題はないのではないかと考えておりますが、よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 5番、「新町において調整する。」という表現でございますが、これは合併時には本協議会で調整が困難または新たな制度などの創設が必要であって、新しい町の体制

において決定することとなる場合の表現でございます。新町において調整する。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、次行きます。6番、これは「合併時に廃止する。」ということでございます。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 以上で、基本方針、それから協定項目についての方針について確認をいただきましたが、何か、このほかでも、この内容でも結構ですが、お気づきの点があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、議案第7号につきましては、先ほど申し上げたような方針で進めたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議案第8号、平成15年度西伯町・会見町合併協議会の予算についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

岡田室長補佐 そうしますと、事務局の方から説明させていただきます。私、岡田と申します。

24ページですけれど、15年度の合併協議会の予算ですけれど、歳入歳出の総額は2,484万5,000円ということでしております。

次ページの25ページを見ていただきたいんですけど、歳入につきましては、負担金と諸収入、預金利子ですけれど、をもって充てますし、歳出につきましては、項目としまして協議会費と予備費ということで組んでおります。それで、14年度予算につきましては、歳出の方で款と項目につきまして、協議会費という形じゃなくて、運営費、事業費、予備費という形で組んでおりましたけれど、予算の執行上、流動的に、機動的に執行していくために、簡素に、予備費以外はすべて協議会費という項目にまとめさせていただきました。

そうしますと、中身について入りたいと、説明させていただきたいと思います。27ページの歳入の方から説明させていただきます。歳入ですけれど、先ほど言いましたように、協議会の予算は両町の負担金ということで、均等に負担するということになっておりますので、それぞれ両町1,242万2,000円ずつということで、2,484万4,000円が負担金。あと預金利子ということで1,000円ということで、合わせて2,48

4万5,000円というのが歳入です。

支出でございますけれど、28ページを開いていただきたいと思います。先ほど言いましたように、予備費以外は皆協議会費ということで、項、目の方はさせていただいております。

節の方ですけれど、1番の報酬につきましては、これは協議会を開催するための協議会委員さんの報酬ということで、予定しておりますのは、協議会が12回、小委員会が、4名の3委員会の8回ということで予定しておりますけれど、これは実際に協議会をやっていく場合においては変わってくるんだろうと思います。それと監査委員さんが監査を2回していただくということで、監査委員さんの報酬を2万2,000円予定しております。

次に、報償費でございますけれど、これは協議会の方で講演等を行ってもらうための講師のお金ということで15万予定しております。

旅費につきましては、講師の旅費というのを予定としては10万組んでおりまして、あとの6万6,000円というのは、事務的な、事務局の方が鳥取に行ったりとか、そういう経費で6万6,000円組んでおります。

あと需用費、消耗品等ですけれど、これは主にこの協議会を開くための紙代等を含んでおります。あと燃料費というのは、車のリースの燃料。印刷製本費につきましては、封筒代、協議会だよりの印刷代、それ以外に予定しておりますのは、想定として、説明会等を開いたり、いろいろな周知するときのパンフレット等の印刷を予定しております。実際、想定ですので、これだけ要るかどうかというのは、特に住民周知のパンフレット等につきましては、事務事業が、事務というか、協議会の協議がどこまで終わるか等もありますし、実際ここまで要るのかというのは、最大限早く進んだときを想定して考えております。会議賄い費は、お茶代を一応上げております。

あと役務費につきましては、電話、郵便のお金です。

委託料ですけれど、インターネットの保守の委託というのは12万6,000円見ております。あと会議の会議録の作成委託料、これはこの協議会の議事録をつくるための委託料です。それで、前、14年度の協議会のとくにいろいろ御審議いただいた合併のための業者委託ということなんですけれど、考え方として、できるだけ最小限組もうということで考えておりまして、それで、前回のときには、総額1,960万を22で割ってというような話をさせていただきましたけど、今回組ませていただいておりますのは、最低限ということで、例規集の整備のための420万というものと、あとはまちづくり委員会でそ

れの記録、それからまた、そのまちづくり委員会、まちづくりをしていくためのアンケート等の基礎資料をつくったり、そういうイベント等を開催するような委託というのを考えて、602万7,000円というのを予定しております。ただ、例規の委託についてははっきりした額が上がってるんですけど、あとのものにつきましては、実際協議会の方でどういう形でやっていくのかという事業の内容によっては変動するものであります。

使用料につきましては、会場の使用料が3万円。リース料、これは車のリース料33万4,000円。事務所の借り上げ料、これは先回も説明しましたけど、会見町役場の方に事務所を借りておりますので、借り上げ料といいますと光熱水費ということで、月3万円ということで組んでおります。あとプロバイダーの使用料5万7,000円。

負担金補助及び交付金ですけど、これは主にそこに書いてありますように、臨時職員さんの賃金、県職員さんの給与等、職員の超勤手当、これを負担金という形で、西伯町、会見町それぞれが払ったものを負担金という形で補てんするということで予算計上しております。

総額が2,463万5,000円ということでなっております。

予備費が21万円ありまして、総額で2,484万5,000円ということで組んでおります。

考え方として、こういう財政の折ですんで、できるだけ節約して使うということを前提にしまして、予算の方もそういう形で組ませていただきました。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま平成15年度の歳入歳出予算を説明いたしました。御質疑や御意見を御覧したいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 特にないようでございますので、原案どおり決定したいというように思います。よろしく申し上げます。

そういたしますと、本日本日予定しておりました協議事項については、以上で全議案を終了いたしました。

5番で、提案事項に移りたいと思います。

1番から順次御説明いただきたいと思います。

奥山合併推進室長 失礼します。事務局より提案をさせていただきます。

提案事項第1号、字の取扱について。

1、新町での字の名称は、各町の合併時の字の名称とするものでございます。

2、新町において地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき公布する条例、規則その他の規定における字名の表記は、会見町の例によることとするということで、これは字を、字大字をつけないということでございます。

参考までに、1、両町の字名には、重複するものはございません。西伯町では32、会見町では18でございます。2番の条例等の公告式における地名の表記例は次のとおりということでございまして、西伯町では大字をつけておりますし、会見町では大字はつけておらないということございまして、大字をつけない会見町の例によることとするものでございます。

以上、提案をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本会長 何か御質疑はございませんか。

次回これは決めるということですね。大字をとってしまうというわけです、西伯町の場合は。会見町はない。

どうぞ。

森岡委員 今聞いたけど、大字をとるということで、それだけですよ。実際わしからも書くときには、西伯町大字福成と正式なときには書くけども、普通書くときには西伯町福成と書いちゃいますけん。

それから、字はそのまま残しとかんといけんわけ。これは重複する名称は結構ありますから、同じ字が。

坂本会長 事務局、これはほんならこれでええな、進んでも。

なら提案、こういうことを次回の協議会で決定するというので御承知おきいただきたいと思います。

次、提案事項第2号、新町建設計画の作成について。

事務局からお願いします。

桐林次長 御説明いたします。

新町建設計画の作成について。

1、新町建設計画は、平成15年度中に作成することとする。2、新町建設計画の名称は、まちづくり委員会の意見を聞いて決定することとするという2項目を提案させていただきたいと思います。

1につきましては、合併の期日を平成16年10月1日という日程でお決めいただきま

したので、それに従いまして15年度中には計画ができている必要があるという趣旨でございます。

2番目につきましては、この建設計画、ただまちづくり計画というのでは非常に味気ないものでございますので、名称を何か気のきいたものをつけていただいたらどうかと。それに当たりまして、まちづくり委員会の意見を聞いていただいたらどうかという趣旨でございます。

31ページの方に、これはおさらいということになるかと思えますけども、建設計画の意義を簡単にまとめております。要点だけちょっと説明させていただきますと、新町建設計画というのは、いわゆる合併特例法に合併のときに計画をつくりなさいということが記載してございまして、これがいわゆる新町建設計画で、通称まちづくり計画と呼ばれるものということでございます。

新町建設計画の作成主体ということでございますけども、これは、要はだれの名においてつくるかという意味でございますけども、これはあくまでも合併協議会がつくるということでございます。

新町建設計画には何を書けばいいのかということでございますけども、新町の建設の基本方針ということで、これはちょっと後ろの方に、35ページ以下に両町の現在の総合計画の基本理念等を書いておりますけども、ここで言います基本理念とか主要施策というような項目がございますけども、これがいわゆる基本方針に当たるものになるということでございます。

それから、2番で新町または県が行う新町建設の基幹となる事業に関する事項となっておりますけども、これは、いわゆる個別の事業を系統立てて整理すれば大体これになるかなということでございます。ただ、町の事業だけではなくて、県が行う事業もあわせて調整しながら織り込んでいくということが必要だと考えております。

それから、公共的施設の総合整備に関する事項でございますが、午前中にも御審議いただきましたとおり、新町の事務所をどうするのかというような、ダブるところの調整、そういうふうなところが書き込まれるところということでございます。

4番目としまして、1から3番目を総合しました財政計画をあわせて盛り込むということになっております。

それから、留意点ということでございますけども、策定に当たりまして、事前に一度県知事に協議をする必要がございます。先ほど申しましたように、県の事業も盛り込むとい

うことで、その調整をする意味で事前協議が必要という趣旨でございます。

それから、公表の義務づけがございます。新町建設計画ができたときには、一般の方にもわかるように公表するという義務がございます。

あわせて総務大臣と県知事に送付するということがございます。県知事の方は、できたことを確認していただくような趣旨ですけれども、総務大臣につきましては、関係行政庁にそのまま送っていただきまして、こういう計画ができたので留意するようというような注意をしていただくという規定が定められております。次に、「また、」というところから、「住民参画の手法を用いる例が多く見受けられます」というふうに記載しておりますけれども、私どもが最近調べております先行地域の例では、いずれも何らかの形で住民参画の手続きをとっていらっしゃるのが実情でございます。私どもの協議会としましては、まちづくり委員を現在公募しているところでございます。

それから、新町建設計画は、合併協議会がその名前において作成するということになっておりますけれども、合併協議会が解散、すなわち合併した後は未来永劫変えられないのかということがございますけれども、これは新町の段階で議会の議決を経て変更することも可能でございます。

それから、現在両町が策定している総合計画というのがございますけれども、これに比べますと、いささか抽出的にやっていくという面がございます。また、現在の計画はあくまでも両町が今のまま存続することを前提としておりますので、当然政策等に取捨選択される部分がございます。そういう意味で多少骨格的な内容になろうかと思えます。

次に、新町建設計画と合併特例債ということで、新町建設計画に盛り込まれた事業につきましては、一般的な地方財政法の規定であります起債の制限、これが適用されないことになっておりまして、一定の枠の中で、事業の内容の制限を取っ払って起債をすることができるという規定がございますけれども、これが、一つは事務方としてはこういう目的がございますして作成するということになります。ただし、これがすべてではございませんので、直接財源の大きな措置を伴わないような施策につきましても、可能な限り盛り込んでいく必要があるのではないかと考えております。

また、合併特例債の適用期限につきましては、現在の法令では、平成17年3月31日までに合併した場合に限られるということになっております。委員の皆様も新聞報道等で御存じのことと存じますけれども、総務大臣が、少しこの適用の範囲を延ばしたらどうかという提案をなさっているようではございますけれども、私どもといたしましては、現に固ま

っております制度の枠を考えまして事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

この合併特例債の償還につきましては、交付税でおおむね元利償還金の7割が措置されるということになっております。

概略、以上でございまして、資料といたしまして、33ページと34ページには関係します法律の抜粋をしております。それから、35ページから42ページにつきましては、現在両町が策定しておられます総合計画の主要な部分、骨格的な部分を抽出して書いております。それから、43ページから48ページというページが別冊になっております部分がございます、これにつきましては、現況の基礎データの比較表ということで、御検討の資料にさせていただければと思っております。以上でございます。

坂本会長 ただいま説明をいただきました。新町建設計画の作成について、概要が御理解いただいたのではないかと思います。

一つ会長の方から質問ですが、さっき起債制限は受けないということをおっしゃったですが、例えば起債制限比率だとか、極端な公債費比率が上がった場合、20%を超えるような場合には、一般の事業についての起債は制限されるように聞いています。これもそういうことは当然受けるでしょうね。

桐林次長 それは、その制限はあると思います。項目だけの制限が除かれると。

坂本会長 項目については除くと、何でもええよということですね。

桐林次長 はい。

坂本会長 はい、わかりました。

皆様方の方で何か御質疑。

塚田委員。

塚田委員 ちょっと、こまかい話ですけど、最初いただいたこちらの方の6ページに、自治組織単位での人口・世帯数がありますけども、これ見ると、その計のところです、会見町が1,195世帯、4,214人。この43ページを見ると違うだがん、これ。1,151世帯、4,169人、これ15年1月末現在。どっちが正しい。

桐林次長 お答えいたします。

6ページの方につきましては外国人の方も含んだ数値となっております。43ページの方は外国人を含まない数字となっております。西伯町の方から事務局の方にお出しいただいた分につきましては、これは入っていないものというふうに理解しております。したがって、6ページでちょっと両町の数字のとり方にそこがございますけども、会見町の方

は一応外国人の方も含めて世帯も数というふうにカウントをしていらっしゃるの、違いがございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

まちづくり委員会にゆだねる部分ももちろんありますけれども、最終的にはこの協議会が決定をしていただくということでございますので、委員さん方は十分にひとつ理解をしていただいて、また、まちづくり委員会などに出かけても、間違った方向に行かないように御指導もいただかにゃいけんというように思うわけです。ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ありますか、どうぞ。

森岡委員 2番目の項目の、何かいい名前をつけたいという説明があったんですけど、残念ながら町の名前は15年の12月までかかりますので、町の名前を冠した名前にはなりませんよね。何々町の建設計画で、それで何か格好のいい、理想を言や、格好いい名前を、単なる新町建設計画とやらずにというふうに説明されたけど、なかなか、それもまちづくりの委員会の方としてつくって、そのまちづくり委員会の意見を聞きながらということですか。

坂本会長 事務局、どうぞ。

桐林次長 今の時期の件でございますけども、新町建設計画は、15年の12月ぐらいには一度知事に協議はいたしますけれども、最終の案は15年度中ということで、16年3月ぐらいになりますので、新しい町名がおおむね決まった後にもう一度最終の名前をつける機会がございますので、その時期だろうかと思っております。

坂本会長 なるほどね。よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

ないようでございますので、この件についてはこれで終えてもよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは、この件につきましては以上で終えたいと思います。

3番、次回の日程についてお諮りいたします。

事務局から。

奥山合併推進室長 事務局から、今後の西伯町・会見町合併協議会の日程につきまして

御説明をさせていただきます。一番最初の表紙をごらんいただきたいと思います。

第4回の会議であります、平成15年4月3日、午前9時から12時まで。場所は西伯町役場2階の大会議室でございます。

第5回の会議であります、平成15年5月19日月曜日、午後1時30分から4時までということで、場所は会見町役場の2階の会議室で、それぞれ開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 次回は4月3日、西伯町役場において9時から第4回会議を行うということ、第5回会議は、5月の19日に1時半から会見町役場で行うということの確認でございます。

5月はわからんという声もありますが、一応こういう前提で予定をさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。

6番、報告事項。

奥山合併推進室長 ございません。

坂本会長 ない。

その他は。

奥山合併推進室長 もございません。

坂本会長 ないですか。

奥山合併推進室長 済みません。協議会だよりの創刊号を皆様方のお手元にお配りしたわけではありますが、次の協議会だよりにつきましては、3月の下旬には第2号を発行したいと思っております、2回、3回の協議会の内容を掲載をさせていただきたいというふうに思しますので、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

また、委員の皆さんには投稿をお願いしておりますので、いただいた方もあろうかと思っております、まだの方もよろしく御協力のほどお願いいたします。以上でございます。

坂本会長 どうぞ。

森岡委員 そのことに関してですけれども、実際区長文書で配ってもらうんで、随分会見町と西伯町と配布の日にちがずれがありますよね。それはやむを得んことだろうと思うんですけれども、できるだけ早く、確実に早い便でみんなに行くような仕掛けをぜひお願いしたいなと思っておりますし、やっと創刊号です。協議会を起こしてからもうたちましたよね。事務局も大変だろうと思うんですけれども、住民の方にこの協議会の内容を早目早目に広報を通じて知っていただく。大事なことだと思いますので、とにかく早に早に持っていきよう

にね。例えばきょうの内容は、もうすぐ臨時版でもいいんですけえ、多少ゲラ刷りでもいいようなものでも、どんどん流してもらおうという努力を、これ大変だけどね、お願いをしたいなというふうに思いますので、これはお願いです。

坂本会長 ほかにございませんか。

橋谷委員。

橋谷委員 まちづくり委員の募集のことについて再度確認をしておきたいと思うんです。ここにもチラシ入っておりますけども、3月20日が締め切りということで、3月末では一応そろそろわけですけども、今度の協議会が開かれるのは4月の3日ですよね。それまでに状況がどうなってるかということをお私たちが聞きたい場合に、事務局を訪ねるという形になるんでしょうか。その時点でもし集まっていなければ、作為的にでも頼み込むという方法もありますし、その辺のことが気になるもんですから、事務局の考え方をです。

坂本会長 考えがあるか。

奥山合併推進室長 今は応募をお待ちするということであります。

今度3月17日に幹事会を予定しておりますので、その時点で中間報告といいますが、状況の判断が多少できるではないかというふうに思っております。

坂本会長 ということですが、どうですか。

橋谷委員 そしたら、その内容を知りたい場合は、事務所の方に連絡したらいいということですね。

坂本会長 そうですね。

奥山合併推進室長 お待ちしておりますので、よろしく申し上げます。

山中委員 一ついいですか。

坂本会長 はい、どうぞ。

山中委員 今ちょっと開いた、気がついた、19ページの5番の独自性の尊重というところにいる文面のなにが問題、これ、ここ削りゃどうですか、「敬意を払うに値する」というところだけなくしてしまや。いけんだかいな、それで。

坂本会長 それも含めて、次回決定いたしますので、参考にさせていただきます、今の意見。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、長時間にわたりまして御苦労さまでございましたが、本協議会を以上をもちまして終了したいと思います。

最後に、副会長の三鴨会見町長さんの方からごあいさつをいただいて終えたいと思います。

三鴨副会長 どうも皆さん、早朝から熱心な協議をしていただきましてありがとうございました。

全議案、大変重要な事項でございましたが、貴重な意見を賜りまして、無事スムーズに終わりましたことをうれしく思っております。また、傍聴者の方々も熱心に傍聴していただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

〔13時37分閉会〕

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員